

令和5年3月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和5年3月22日（水）

午前9時30分より

場 所 町民センター 3Bクラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

- (1) 議案第26号 令和5年度二宮町教育委員会基本方針について
- (2) 議案第27号 二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第28号 二宮町教育委員会の所管に係る二宮町個人情報保護法等施行規則について
- (4) 議案第29号 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第30号 二宮町生涯学習センター駐車場条例施行規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第31号 二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例施行規則について
- (7) 議案第32号 二宮町武道館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第33号 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (9) 議案第34号 二宮町学校運営協議会委員の委嘱について
- (10) 議案第35号 二宮町文化財保護委員の委嘱について
- (11) 議案第36号 二宮町地域学校協働活動推進員の委嘱について
- (12) 議案第37号 教職員等人事について

5 報告・協議事項

- (1) 教育長職務代理者の指名について
- (2) 各種委員会委員等の選任について

- (3) 二宮町立中学校制服のあり方検討会設置要綱について 資料No. 3
- (4) 二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備補助金交付要綱について 資料 No. 4
- (5) 二宮町体育施設のキャンセル手続きに関する要綱について 資料 No. 5
- (6) 二宮町立小学校及び中学校防犯カメラ運用要綱の一部を改正する要綱について 資料 No. 6
- (7) 二宮町生涯学習センター防犯カメラ運用要綱の一部を改正する要綱について 資料 No. 7
- (8) 二宮町ふたみ記念館防犯カメラ運用要綱の一部を改正する要綱について 資料 No. 8
- (9) 二宮町民温水プール防犯カメラ運用要綱の一部を改正する要綱について 資料 No. 9
- (10) 教育相談・教育支援室活動の状況について 資料 No. 10
- (11) 令和5年度教育委員会議日程について 資料 No. 11
- (12) 令和4年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について 資料 No. 12
- (13) その他

＊ 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

令和5年3月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R5.2.10～R5.3.21)

月	日	曜日	内 容
2	10	金	定例教育委員会議
2	13	月	学校運営協議会長情報交換会
2	14	火	政策会議
2	17	金	青少年環境浄化推進委員会
2	21	火	二宮小学校運営協議会
2	26	日	Vamos Live 2023 in Ninomiya
2.28 (火) ～ 3.28 (火)			令和5年第1回二宮町議会定例会
2	28	火	本会議（初日）
			山西小学校運営協議会
3	1	水	教育福祉常任委員会（条例）
3	2	火	政策会議
			移動町長室(二宮みんなにやさしいごはんプロジェクト)
3	3	金	二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会
			小中学校校長会
			二宮西中学校運営協議会
3	5	日	ピアノマラソンコンサート
3	6	月	本会議（条例、補正予算）
3	8	水	新採用教職員オリエンテーション
3	9	木	本会議（総括質疑）
3	10	金	「ママたちの保健室」主催者との懇談
			小中学校教頭会・事務職員会
3	13	月	本会議（一般質問）

月	日	曜日	内 容
3	14	火	本会議（一般質問）
3	15	水	キャリア教育授業（二宮中学校）
3	16	木	総合的な学習の時間（一色小学校）

3月政策会議結果報告

令和5年3月2日（木）開催分

【町長あいさつ】

（仮）議会定例会が始まるが、質問に対する答弁は、簡潔に行うこと。

【主な付議案件】

- 1 第3期二宮町総合戦略（案）について（政策部）
・外部評価の結果を踏まえた、今後の方針を定めたので各部署で指定期日までに最終確認をすること。
- 2 第6次二宮町総合計画前期基本計画（案）について（政策部）
・パブリックコメントによる意見を反映させるため、各課で修正したものを取りまとめた。最終確認を依頼する。
- 3 二宮町教育大綱の改定について（教育委員会）
・総合教育会議で議論を積み重ね、令和5年度から新たな「教育大綱」が決定したので要点を報告した。

【情報交換】

- 令和5年度の監査計画を定めたので報告を行う。（総務部）

令和5年3月15日（水）開催分

【町長あいさつ】

議会で初めて予算審査特別委員会に臨む議員もいるので、基本的な質問があると思うが限られた時間ではあるが丁寧な対応で説明すること。

【主な付議案件】

- 1 「にのみやジェンダー平等プラン～第3次二宮町男女参画計画～（案）の策定について（政策部）

パブリックコメントによる意見を反映した計画（案）のとおり決定。
※その他、次の各種事業計画の策定についても、同様の対応を行い、決定した。

- ・第2次二宮町地域福祉計画、二宮町社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画
- ・第3次二宮町環境基本計画
- ・二宮町観光まちづくり戦略
- ・二宮町森林整備計画
- ・二宮町空家等対策計画
- ・二宮町消防計画

【情報交換】

○ 特になし

令和5年第1回二宮町議会定例会報告（教育委員会関係審議状況）

1 議案

- (1) 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

⇒審査結果 教育福祉常任委員会 全員賛成で原案可決
本会議 賛成全員で原案可決

- (2) 二宮町生涯学習センター駐車場条例の一部を改正する条例

⇒審査結果 教育福祉常任委員会 全員賛成で原案可決
本会議 賛成全員で原案可決

- (3) 二宮町武道館条例の一部を改正する条例

⇒審査結果 教育福祉常任委員会 全員賛成で原案可決
本会議 賛成全員で原案可決

- (4) 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例

⇒審査結果 教育福祉常任委員会 賛成多数（4：3）で可決
本会議 賛成多数（7：6）で原案可決

- (5) 令和4年度二宮町一般会計補正予算（第9号） 教育委員会関係

第3表 繰越明許費補正

教育費 教育総務費 感染症流行下における学校教育活動体制整備事業

【歳入】

国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 教育総務費補助金 学校保健特別対策事業費補助金（学校教育活動体制整備事業）

【歳出】

教育費 教育総務費 教育振興費 教育振興経費 感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金 他

事業費の確定等に伴う増額及び減額（入札執行による精算等）

⇒審議の結果、賛成全員で原案可決

2 総括質疑

- (1) 古谷議員

質問の概要

- ・小中学校の給食費無償化について、令和5年度の財源は何を考えているのか
- ・コミュニティ・スクール運営促進事業補助金と地域学校協働活動の連携による児童生徒の学力の底上げについて

答弁の概要（町長）

神奈川県の小児医療費助成事業の補助対象年齢の拡大により生まれた約1,500万円の財源を活用し、令和5年度は、小中学校給食費のうち、食材費高騰分として、総額985万9千円の補助を行う。

今後も、給食費の段階的な無償化に向けて、引き続き財源の検討をするが、小中学校全体で約1億円、1学年あたり約1千万円の財源が必要になり、経常収支比率の高い二宮町の財政状況を踏まえると、持続可能な制度とするためには、公共施設の再編は避けて通れないと考えているので、しっかりと検討し、皆さまにお示ししたい。

（2）大沼議員

質問の概要

- ・「にのみや学園」が子育て世代に選ばれる町となるのか

答弁の概要（町長）（要望）

令和5年度から、県内でも初の取り組みとなる、町内すべての小中学校5校を一つの学園と捉えた施設分離型小中一貫教育校「にのみや学園」をスタートする。

義務教育9年間を共通性と一貫性を持って指導にあたることや、カリキュラム研究に基づく授業づくり、子ども達の交流促進などが分離型による取り組みの柱。

先生方の負担軽減を目的とした後補充非常勤の配置や、小中学生の交流を円滑に行うためのバスの借り上げなども予算計上しており、今後も、子どもたちのより良い教育環境づくりに向けて、この取り組みをしっかりと支えていく。

（3）一石議員

質問の概要

校内における多様な居場所づくりの内容及びその教育的効果

答弁の概要（町長）（要望）

令和6年の夏を目途に、各学校の余裕教室などにエアコンを設置し、個別学習など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに合った多様な学びができる場を充実させる。

教室に入ることが困難、あるいは教室に居づらさを感じている子どもが、大人の見守りのもと、ほっと一息できる部屋、いわゆる校内フリースペースを学校の実情に応じて整備する。

来年度よりすべての小学校に心理士を常駐させる日を設ける。

各学校の実情に合わせた居場所づくりに関する支援を行うことで、すべての児童生徒が安心して過ごせる学校づくりに努めていく。

3 一般質問

(1) 岡田議員

件名：青少年健全育成事業の進捗及び今後の課題と取り組みについて

要旨1：過去5年間の子ども会等の加入率と推移及び加入促進

要旨2：今後の町を担うリーダーの育成について

要旨3：青少年指導員の地区活動での位置づけと役割について

要旨4：将来に向けた生涯学習振興の課題と取り組みについて町の考え方とビジョン

答弁の概要（教育部長）

(要旨1)

- 子ども会の加入率につきましては、塾やスポーツ、習い事など子ども自身の休日の多様化の進行、また、保護者においては共働き世帯が増え、役員のなり手がいないなどの要因によって、減少傾向にある。

(要旨2及び3)

- 子ども会活動をはじめとする青少年事業は、地域行事への参加や様々な体験活動、異年齢交流などを通じて多くの人と関わることにより、社会で求められているコミュニケーション能力や自立力、主体性、協調性、責任感など様々な能力を育む機会となる。
- 子ども会活動をはじめとする青少年事業は、地域行事への参加や様々な体験活動、異年齢交流などを通じて多くの人と関わることにより、社会で求められているコミュニケーション能力や自立力、主体性、協調性、責任感など様々な能力を育む機会となる。
- 今後、青少年指導員が地区事業に参画し成果に繋がっている事例などを地区長に紹介していく。

(要旨4)

- 計画に青少年の健全育成を位置付けて、学びや活動の機会づくりや情報の提供、成果を発表する場の充実に取り組み、子ども達、青少年が地域で活躍できる環境整備を進める。

(2) 渡辺議員

件名：「子どもがまんなか・未来を拓く教育のまち」の施策の状況について

要旨1：給食費無償化は「安定財源を確保する」「段階的に進める」とされてきたが、現段階での検討の状況は

要旨2：小中一貫教育校設置について、地域に対する説明の状況は。

答弁の概要（教育部長）

(要旨1)

- 令和5年度予算においては、物価高騰が長期化する中、継続的に保護者の負担を抑えていくため、仮に国の臨時交付金が活用できない場合であっても、町が物価高騰分を補助していくための財源を確保した。
- その先の将来的な給食費の無償化に向けては、持続可能な制度となるよう公共施設の再編なども踏まえ、引き続き財源の検討を進めていく。

(要旨2)

- 地域の皆様への説明については、取り組みを紹介するためのリーフレットの構成が固まった2月以降、学校運営協議会や地区長会などの場をお借りして順次行っているが、その際は、分離型の取り組みが、子どもや保護者、地域に大きな影響が無いこともあり、地域の皆様も冷静に受け止められている印象だった。
- 一方、将来的な施設一体型小中一貫教育校については、設置に向けた研究会を今年度5回開催している。
- 研究会の進捗状況を踏まえ、研究会員の意向も確認しながら、中間報告という形になると思うが、地域の皆様のご意見を伺う場、あるいは研究会員と地域の皆様が意見交換する場など、様々な選択肢を検討していく。

教育総務課事業報告

事業報告

(令和5年2月10日～令和5年3月21日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月21日	火	情報教育担当者会	オンライン	7
2月24日	金	英語教育担当者会	オンライン	7
2月27日	月	小中一貫教育研究担当者会	オンライン	11
3月2日	木	食育担当者会	オンライン	6
3月3日	金	二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会	第1会議室	15
3月3日	金	小・中学校校長会	町民センター	12
3月3日	金	分離型小中一貫教育校準備委員会	町民センター	17
3月8日	水	中学校卒業式	町立中学校	-
3月10日	金	小・中学校教頭会	町民センター	12
3月10日	金	小・中事務職員会議	町民センター	12
3月13日	月	教務担当者会	教育研究所	7
3月16日	木	学校事務連携会議	町民センター	7
3月20日	月	小学校卒業式	町立小学校	-

事業予定

(令和5年3月22日～令和5年4月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
3月24日	金	小中学校修了式	町立小中学校	-
3月31日	金	辞令交付式	町民センター	-
4月3日	月	辞令交付式	町民センター	-
4月4日	火	支援教育補助員研修会	町民センター	30
4月4日	火	小・中学校校長会	町民センター	12
4月6日	木	小中学校入学式	町立小中学校	-
4月6日	木	小中学校始業式	町立小中学校	-
4月7日	金	にのみや学園開校式	オンライン	-
4月11日	火	小中一貫教育研究担当者会	町民センター	7
4月12日	水	英語教育担当者会	オンライン	7
4月13日	木	児担・生担・教育相談コーディネーター担当者会	オンライン	17
4月17日	月	学校保健担当者会	教育支援室	7
4月17日	月	学校事務連携会議	町民センター	7
4月18日	火	全国学力・学習状況調査	各学校	-
4月19日	水	ことばの教室「そにつく」担当者会・学校訪問	一色小・山西小	-
4月26日	水	教務担当者会	町民センター	7
4月26日	水	学校作業員担当者会	教育支援室	6

学校給食センター

事業報告

(令和5年2月10日～令和5年3月21日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
3月1日	水	納入物資業務監査	給食センター	4
3月16日	木	3学期給食終了	-	-

事業予定

(令和5年3月22日～令和5年4月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
3月29日	水	令和5年度学校給食用物資納入業者説明会	町民センター	16
4月10日	月	1学期給食開始	-	-
4月26日	水	納入物資業務監査	給食センター	5

生涯学習課事業報告

(令和5年2月10日～3月21日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	出席者／人数	担当班
2/10	金	放課後子ども教室	山西小学校	—	106人	学習
2/12	日	第77回市町村対抗「かながわ駅伝」競技大会	丹沢湖	—	中止	スポーツ
2/13	月	放課後子ども教室	二宮小学校	—	68人	学習
2/15	水	二宮中学子ども作品展 (26日(日)まで)	図書館	—	—	学習
2/17	金	環境浄化パトロール	町内	9人	6人	学習
2/17	金	わらべうたであそぼう！	和室	8組	2組	図書館
2/17	金	天井材落下に伴う臨時休館 (再開時期未定)	温水プール	—	—	スポーツ
2/18	土	おはなし会	おはなしのへや	8組	6組	図書館
2/20	月	放課後子ども教室	二宮小学校	—	71人	学習
2/21	火	図書館リサイクルコーナー (2月26日まで)	展示ギャラリー	—	(準備冊数) 約2,230冊	図書館
2/25	土	町民大学講座「貴方の苗字」	ラディアン	25人	25人	学習
2/26	日	”Vamos” Live 2023 in Ninomiya (出演13組)	ラディアン	—	768人	学習
3/1	水	二宮西中学校子ども作品展 (12日(日)まで)	ふたみ記念館	—	—	学習
3/2	木	アスリートネットワーク協働事業「私とオリンピック～ 選手として指導者として そして中学生へのメッセージ～」講師：具志堅幸司	二宮西中学校	—	265人	スポーツ
3/4	土	スポーツ推進委員連絡協議会総会	町民センター		15人	スポーツ
3/5	日	第19回ピアノマラソンコンサート (出演68組)	ラディアン	—	234人	学習
3/8	水	ちいちゃいおはなし会	おはなしのへや	8組	7組	図書館
3/16	木	町民大学講座 「湘南馬車鉄道ができるまで」	ラディアン	25人	25人	学習
3/17	金	わらべうたであそぼう！	ラディアン和室	8組	8組	図書館
3/18	土	町民大学講座「大磯の歴史を訪ねる」	大磯町内(散策)	20人	10人	学習
3/18	土	おはなし会	おはなしのへや	8組	2組	図書館
3/21	火	わらべうたであそぼう！＜入門編＞	ラディアン和室	8組	2組	図書館

生涯学習課事業予定

(令和5年3月22日～4月27日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	開始時間	担当班
4/7	金	神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙 投票投票に伴う臨時休館(～9日(日))	町立体育館	—	スポーツ
4/7	金	第1回スポーツ推進委員連絡協議会	ミーティングルーム2	19:15	スポーツ
4/12	水	ちいちゃいおはなし会	おはなしのへや	10:30	図書館
4/12	水	ブックスタート	保健センター	13:30	図書館
4/13	木	地域学校協働活動推進員委嘱式	ミーティングルーム1	18:00	学習
4/15	土	おはなし会	おはなしのへや	10:30	図書館
4/21	金	わらべうたであそぼう！	ラディアン和室	①10:00 ②11:00	図書館
4/21	金	第1回洋上研修実行委員会	はだのこども館	16:00	学習
日程調整中		第1回青少年指導員連絡協議会		19:30	学習

議案第 26 号

令和 5 年度二宮町教育委員会基本方針について

令和 5 年 3 月 22 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和 5 年度の二宮町における学校教育、社会教育の教育基本方針を定め、二宮町の教育の一層の充実を図るため提案する。

令和５年度二宮町教育委員会基本方針（案）

二宮町では、令和４年度に教育大綱（令和５年度～令和９年度）を策定し、教育理念を『町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした「共に学び共に育つ教育」を推進します』と決めました。二宮町教育委員会は、この大綱に基づき、次のとおり令和５年度の取り組みを進めます。

■ 二宮町教育大綱の基本理念

町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした
「共に学び共に育つ教育」を推進します

■ 大綱の期間

令和５年度から令和９年度の５年間とします。

これは、第６次二宮町総合計画前期基本計画の計画期間に連動し、見直しができるよう設定するものです。

■ 大綱の基本方針

１ 豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。

- ・ 一人ひとりの人権を尊重し、互いに認め合い、自他の生命を大切にする豊かな心を育みます。
- ・ 自ら考え主体的・協働的に行動できる、世界に羽ばたく人材を育てます。
- ・ 子どもたち一人ひとりに合わせた確かな学力と、健やかな体力を養います。

２ 未来に向けた学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。

- ・ 新しい時代を切り拓くための学びと育ちの多様性を尊重し、より良い学習環境づくりに努めます。
- ・ 地域社会とともに、子どもたちが安全・安心で快適に学べる教育環境づくりに取り組みます。
- ・ 子どもたちの明るい将来を見据え、連続性・一貫性を持った教育施設のあり方について検討を進めます。

３ 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

- ・ 誰もが生き生きとした生活を送ることができるよう、生涯学習や生涯スポーツの機会の充実に努めるとともに、社会人の学び直しを推進します。
- ・ 町民と共に未来を見据え、地域コミュニティづくりの促進や社会教育施設の充実に努めます。

■ 教育大綱の基本方針に基づく基本的な方向性

1 豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。

① あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

学習指導要領の「生きる力」という理念のもと、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性の涵養を目指します。変化の激しい社会を生きていくうえで必要なこれらの資質・能力を身につけさせていくために、よりよい授業のあり方等を追究するとともに、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実を図ります。

② 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

人口減少社会にあっても、子どもたちが安心して共に学び、共に育つことができる、新たな教育環境を創出するため、小中学校と地域が一体となって、義務教育9年間を見通した教育を進めるとともに、誰もが互いに認め合う、「共に学び共に育つ教育」を推進します。

③ 学校教育に関する情報発信の強化

地域に開かれた信頼される学校づくりのため、学校における取組内容や成果、課題について、多様な手法により有効な情報発信を行い、家庭・地域と学校との連携をより一層深めることで、子どもや教職員の生き生きとした活動につなげます。

2 未来に向けた学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。

① すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

多様な子どもたち一人ひとりの個性を尊重した学びや育ちの環境を確保するとともに、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、自らの専門性や指導力を高めることができるよう教職員の職場環境の充実を図り、学校教育の質の維持向上に努めます。

児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、学校教育施設の効率的な維持管理や計画的な整備を行います。

② 安全・安心な学校づくりの推進

日常の教育活動や登下校時等の安全指導・管理、安全確保の徹底を図るために、家庭・地域・学校・関係諸機関が相互に連携した安全・安心な学校づくりを一層推進します。また、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、学校との連携を密にし、食育の推進を図ります。

③ 将来に向けた特色ある学校づくりの推進（再掲）

3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

① 生涯学習の振興

町民一人ひとりが生涯にわたり多様な学びを続けることができる 環境づくりの指針となる生涯学習推進計画を策定するとともに、ニーズに応じた学習機会と情報提供の充実を図るとともに、活動発表の機会づくりに取り組みます。

また、家庭や地域社会の教育力向上を目指し、各種団体と連携しながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進をふまえた取り組みを進めます。

② 社会教育施設の管理運営

生涯学習センターをはじめとする各施設の活用を図り、利用者の安全安心や利便性を確保するため、計画的な環境整備に努めます。

また、「二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画」に基づき、施設のあり方について、町関係部署と連携した取り組みを進めます。

③ 社会教育に関する情報発信の強化

町民の多様な活動をはじめ、社会教育の様々な取り組みの情報発信を積極的に行います。

■ 体系図

教育大綱

基本理念：町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした
「共に学び共に育つ教育」を推進します

大綱・基本方針 1 豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。

- 基本的な方向性 ① あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成
施策（１）自ら学ぶ力を養うための教育の推進
- 基本的な方向性 ② 将来に向けた特色ある学校づくりの推進
施策（１）小中一貫教育の推進
施策（２）コミュニティ・スクール運営の促進
- 基本的な方向性 ③ 学校教育に関する情報発信の強化
施策（１）情報発信の強化

大綱・基本方針 2 未来に向けた学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。

- 基本的な方向性 ① すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備
施策（１）支援が必要な児童生徒への対応の充実
施策（２）教職員の働き方改革の推進
施策（３）教職員の指導力の向上
施策（４）安心して学べる学校施設の整備
- 基本的な方向性 ② 安全・安心な学校づくりの推進
施策（１）健康・安全教育の充実
- 基本的な方向性 ③ 将来に向けた特色ある学校づくりの推進（再掲）

大綱・基本方針 3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

- 基本的な方向性 ① 生涯学習の振興
施策（１）社会教育事業の推進
施策（２）図書館事業の推進
施策（３）二宮の自然・歴史・文化・スポーツに触れる機会の提供
- 基本的な方向性 ② 社会教育施設の管理運営
施策（１）各施設の適切な維持管理と運営
- 基本的な方向性 ③ 社会教育に関する情報発信の強化
施策（１）情報発信の強化

■ KGI（重要目標達成指標）

教育大綱に掲げた基本理念の達成に向け、その達成度合いを測る指標として KGI を以下のとおり設定します。KGI を達成するための必要なプロセスとして、基本施策の KPI（重要業績評価指標）を設定し、KGI と KPI の相関関係を意識しながら、施策を推進していきます。

○学校教育・社会教育

項目	基準値	目標値（令和 9 年度）
将来に夢や目標を持っている児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 80. 5% 中学校 69. 6% （令和 4 年度実績値）	小学校 85. 0% 中学校 75. 0%

■ 基本施策及び重点的な取り組み

1－① あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進

児童・生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるために、各教科における言語活動を基盤とした学び合いを促進させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育みます。また、ICT 機材の効果的な活用を通して、個別最適な学びと協働的な学びを推進し、学びの充実を図ります。

さらに、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を育てるとともに、特別活動との連携による自主的、実践的な力の育成に努めます。

【関連する主な取り組み】

- ・言語活動の充実
- ・情報活用能力の育成
- ・英語教育推進事業
- ・道徳教育・特別活動の充実
- ・読書機会の充実
- ・学校体育の充実

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
話し合う活動を通して自分の考えの広がり、深まりを感じている児童生徒（肯定的な回答の割合） 【全国学力・学習状況調査】	小学校 80.5% 中学校 87.1% (令和4年度実績値)	小学校 85.0% 中学校 90.0%
<u>自分と違う意見について考えるのは楽しいと感じている児童生徒（肯定的な回答の割合）</u> <u>【全国学力・学習状況調査】</u>	<u>小学校 65.6%</u> <u>中学校 83.5%</u> <u>(令和4年度実績値)</u>	<u>小学校 70.0%</u> <u>中学校 90.0%</u>
週3回以上、授業でICT機器を使用する割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校 63.1% 中学校 85.1% (令和4年度実績値)	小学校 70.0% 中学校 95.0%
学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立っていると感じている児童生徒（肯定的な回答の割合） 【全国学力・学習状況調査】	小学校 92.3% 中学校 96.9% (令和4年度実績値)	小学校 95.0% 中学校 98.0%
中学3年生の英検3級取得率	42.6% (令和3年度実績値)	50.0%

【令和5年度の重点的な取り組み】

○言語活動の充実

- ・これまで培ってきた各教科における言語活動の工夫を柱として、言語能力の育成を図る。
- ・言語活動を通じ、学び合いを重視した授業への改善に努め、他人の意見も尊重でき、互いに思考を高め合える環境づくりを促進する。

○情報活用能力の育成

- ・ニーズや活用状況にあった研修を促進する。
- ・情報活用能力を育成するための教科横断的な視点にたったカリキュラムの工夫を行う。

○英語教育推進事業

- ・ALT(外国語指導助手)の活用等を通じて、異文化理解、コミュニケーション能力を育成する授業づくりに努める。オンライン活用による海外交流等により、話したくなる、聞きたくなる英語を体感する機会を確保する。
- ・小学校に中学校英語科免許を持った教員を配置するとともに、小中学校の教員がともに学び合う機会を通じて、指導力向上を図る。また、小中学校間の学びを円滑に接続し、コミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業づくりに努める。

1-② 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

(1) 小中一貫教育の推進

子どもたちの資質能力を育成するために、小中学校教員による9年間のカリキュラム研究や、共通性と一貫性をもった学級づくり、授業づくりを推進します。また、施設一体型小中一貫教育校の設置に向け、教育の内容や施設の在り方について研究を進めます。

【関連する主な取り組み】

- ・小中一貫教育カリキュラム研究の推進
- ・かながわ学びづくり推進地域研究委託事業「9年間を見通した共通性と一貫性のあ
る指導・支援を通じた『学びに向かう力』の醸成と資質・能力を育む指導のあり方」
の実施
- ・施設一体型小中一貫教育校設置に向けた研究
- ・郷土理解の促進による郷土愛の育成
- ・小中一貫教育に関する町民への情報提供の促進

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
<u>国語の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】</u>	<u>小学校 53.8%</u> <u>中学校 60.3%</u> <u>（令和4年度実績値）</u>	<u>小学校 60.0%</u> <u>中学校 70.0%</u>
<u>算数・数学の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】</u>	<u>小学校 62.1%</u> <u>中学校 58.3%</u> <u>（令和4年度実績値）</u>	<u>小学校 70.0%</u> <u>中学校 65.0%</u>
学校に行くのは楽しいと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 77.4% 中学校 84.0% （令和4年度実績値）	小学校 80.0% 中学校 85.0%
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 49.2% 中学校 46.4% （令和4年度実績値）	<u>小学校 55.0%</u> <u>中学校 50.0%</u>
<u>小中一貫教育の認知度</u> <u>【総合戦略町民アンケート】</u>	<u>37.6%</u> <u>（令和3年度実績値）</u>	<u>50.0%</u>

【令和5年度の重点的な取り組み】

○施設分離型小中一貫教育の推進

- ・令和5年度より町内のすべての小中学校を1つの施設分離型小中一貫教育校「にのみや学園」としてスタートすることにより、小中学校が義務教育9年間の共通性と一貫性をもった教育をこれまで以上に充実させる。
- ・小中学校の連携により、9年間を見通したカリキュラム研究を継続的に行うとともに、研究成果をもとにした授業づくりに取り組む。
- ・子どもたちや教職員の声を踏まえ、様々な形で子どもたちの交流（小学生と中学生、小学生同士、中学生同士の交流）を図る。

○施設一体型小中一貫教育の研究

- ・令和5年度から施設分離型で取り組み、成果と課題を明らかにしながら、将来的な施設一体型の小中一貫教育校への移行について検討する。

○郷土理解の促進による郷土愛の育成

- ・二宮町に愛着と誇りをもてる子どもを育てるために「二宮町」をテーマにした探究学習を進める。コミュニティ・スクールのよさを生かして、地域とのつながりを大切にした教育課程の充実を図る。

(2) コミュニティ・スクール運営の促進

各学校のコミュニティ・スクールの特色を相互に共有し、更なる活性化を図るとともに、学校運営協議会の円滑な運営により、学校と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【関連する主な取り組み】

- ・学校運営協議会の円滑な運営のための支援
- ・地域との連携による児童生徒の活動の促進
- ・コミュニティ・スクールに関する町民への情報提供の促進

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
地域の大人から授業や放課後などに勉強やスポーツを教えてもらっている児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 30.7% 中学校 21.1% (令和4年度実績値)	小学校 40.0% 中学校 30.0%
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の認知度【総合戦略町民アンケート】	21.4% (令和4年度実績値)	30.0%

【令和5年度の重点的な取り組み】

○学校運営協議会の円滑な運営のための支援

- ・町内すべての小・中学校に組織した学校運営協議会の円滑な運営により、学校が地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進する。
- ・各学校の学校運営協議会代表者や学校長に加え、地域学校協働活動推進員が一堂に会する情報交換会を定期的に開催し、各学校における取り組みの情報共有のほか、にのみや学園を意識した連携や取組について検討する。

1－③ 学校教育に関する情報発信の強化

(1) 情報発信の強化

地域とともにある開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会や地域学校協働活動の関係者をはじめ、多様な地域人材との連携を図りながら、学校ホームページ、学校だより、町ホームページや広報紙等の多様な手法により、タイムリーで効果的な情報の継続的な発信に努めます。

【関連する主な取り組み】

- ・学校ホームページや町ホームページ、広報紙等の積極的な活用

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
学校ホームページアクセス回数（5校合計の月平均）	23,000 回 (令和3年度実績値)	25,500 回
学校だより、ホームページなどを通して、学校の様子を保護者に伝えようと努めていると思う保護者の肯定的な割合（5校平均値）【学校評価】	<u>88.7%</u> <u>(令和4年度実績値)</u>	<u>95%</u>

【令和5年度の重点的な取り組み】

なし

2-① すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実

誰もが安心して通うことができる学校づくりを進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保に努めます。また、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門職や、医療・福祉等の関係機関と連携をとりながら、児童生徒や保護者の思いに寄り添った切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

【関連する主な取り組み】

- ・教育相談体制（就学相談含む）の充実
- ・インクルーシブ教育・支援教育の充実
- ・幼保小連携推進事業
- ・支援教育補助員の配置
- ・医療的ケア受入実施体制の確立
- ・中学校の制服の在り方の検討

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
誰にも相談していない児童生徒数 【問題行動等・不登校調査】	小学校 0人 中学校 7人 (令和3年度実績値)	小学校 0人 中学校 0人
困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒（肯定的な回答の割合） 【全国学力学習状況調査】	小学校 60.0% 中学校 65.5% (令和4年度実績値)	小学校 70.0% 中学校 70.0%
新規不登校者数 【問題行動等・不登校調査】	小学校 5人 中学校 15人 (令和3年度実績値)	小学校 5人 中学校 15人
不登校率 【問題行動等・不登校調査】	小学校 (下学年) 0.9% (上学年) 2.1% 中学校 6.2% (令和3年度実績値)	小学校 (下学年) 0.9% (上学年) 2.1% 中学校 6.2%

【令和5年度の重点的な取り組み】

○教育相談体制の充実

- ・いじめ、不登校、ヤングケアラー等の多様な課題に対応するために、児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実を図る。また、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を一層強化する。
- ・教育支援室（やまびこ）において、不登校児童生徒への学習支援や生活支援をより一層進めるために、学校及び町内フリースクール等との連携を充実させる。
- ・学校、教育委員会（教育相談室）、フリースクール等の連携強化に向けたネットワーク会議を開催し、子どもたち一人ひとりが、自らの状況に応じた最適な居場所を柔軟に選択できるよう支援体制を構築する。
- ・校内フリースペースなど、児童生徒の実態に応じて子どもたちの居場所づくりに取

り組む。

- ・「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図る。

○インクルーシブ教育・支援教育の充実

- ・通常級に在籍しながら、個別に教育的配慮が必要な児童生徒が、自信を持って学校生活を送れるよう支援するための情緒障害通級指導教室について、設置に向けた調査・検討を行う。

○中学校の制服の在り方の検討

- ・中学校の制服について、「多様性への配慮」「機能面の向上」「保護者負担の軽減」等を考慮し、生徒の実態に合ったより良い制服の在り方を検討するための会議を立ち上げる。

・小中一貫教育の推進を見据え、制服の持つ意義について、「にのみや学園」を取り巻く様々な方々との共通認識を図りながら進める。

(2) 教職員の働き方改革の推進

「学校の働き方改革に関する基本方針」に基づき、学校間ネットワークや統合型校務支援システム、タブレット端末等の有効活用を進めるほか、教職員が担うべき業務の適正化についても検討を進め、校務や教材研究等に集中できる時間や児童生徒と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します。また、勤怠管理システムの活用や部活動の地域移行の推進等により、ワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、やりがいをもって職務に従事できる環境を整備します。

【関連する主な取り組み】

- ・働く場としての環境整備
- ・部活動の地域移行に向けた検証
- ・学校の運営に係る地域人材の活用

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
教職員の時間外勤務の月の平均時間	小学校 36.3h 中学校 58.4h (令和3年度実績値)	小学校 30.0h 中学校 30.0h
教職員に占める高ストレス者の割合 【ストレスチェック結果】	13.2% (令和4年度実績値)	10.0%

【令和5年度の重点的な取り組み】

○働く場としての環境整備

- ・校務支援システム、オンライン会議や資料のペーパーレス化といったデジタル化も踏まえ、管理職のマネジメントによる、効果的・効率的な働き方を推進する。
- ・夏季・冬季における学校閉庁日の設定や、入学式等の日程変更等により、休暇が取りやすく、柔軟に働ける環境を促進する。

- ・教職員一人ひとりが悩みや不安を抱え込まないよう職場全体での組織的な相談体制の充実を図る。
- ・引き続き国・県に対し、教職員の定数改善等を要望する。

○部活動の地域移行に向けた検証

- ・令和5年度以降の学校の働き方改革を考慮した休日の部活動の段階的な地域移行に向け、指導にかかる費用負担や人材確保などの課題を検証する。

○学校の運営に係る地域人材の活用

- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を促進する中で、教員の働き方改革の側面から、多様な地域人材の力を活用し、地域とともに子どもたちを見守り、育てていく意識と基盤を強化する。

(3) 教職員の指導力の向上

教職員が児童・生徒への理解を深め、指導と評価の一層の改善・充実を図るとともに、教育にかかわる諸課題に対応して求められる資質や能力を育む授業づくりを行うために、各種研究事業の支援および職層・キャリアに応じた教員研修等の充実を図ります。

【関連する主な取り組み】

- ・「教職員授業力向上研究事業」の推進
- ・教育研究所における研修の充実

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
話し合う活動を通して自分の考えの広がり、深まりを感じていると回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 80.5% 中学校 87.1% (令和4年度実績値)	小学校 85.0% 中学校 90.0%
国語の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 53.8% 中学校 60.3% (令和4年度実績値)	小学校 60.0% 中学校 70.0%
算数・数学の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 62.1% 中学校 58.3% (令和4年度実績値)	小学校 70.0% 中学校 65.0%
先生はよいところを認めてくれていると思うと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 86.7% 中学校 92.7% (令和4年度実績値)	<u>小学校 90.0%</u> <u>中学校 95.0%</u>

【令和5年度の重点的な取り組み】

- 「教職員授業力向上研究事業」の推進
 - ・多様化・複雑化する教育課題に対応できるよう、教職員研修や校内研究を充実させ、教職員の専門性・資質向上を図るとともに、小中学校間の連携を図り、9年間のつながりを大切にした授業づくりに努める。

(4) 安心して学べる学校施設の整備

「二宮町教育等施設長寿命化計画」（個別施設管理計画）に基づき、学校施設の計画的な修繕・改修を推進し、安全で安心できる教育環境の整備に努めます。

【関連する主な取り組み】

- ・長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
「学校施設等現況調査」（令和2年度）における Dランク判定及び緊急対応箇所改修割合	40.0% （令和3年度実績値）	100.0%

【令和5年度の重点的な取り組み】

○長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

- ・山西小学校校舎南棟外壁補修工事
- ・二宮西中学校体育館床等改修工事

2-② 安全・安心な学校づくりの推進

(1) 健康・安全教育の充実

防災教育や交通安全教育の充実に努めるとともに、二宮町通学路交通安全プログラムに基づき、地域社会全体で児童生徒の安全確保を図ります。また、子どもたちの健やかな成長や将来的に健康な人生を送るための望ましい知識・習慣を身につける保健教育を充実させるとともに、安全でおいしい給食の安定的な提供を通じ児童生徒が食の大切さを学ぶ食育の充実を図ります。

【関連する主な取り組み】

- ・安全対策、安全教育
- ・幼保小中一斉引取り訓練
- ・学校給食センターにおける取り組み

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
通学路点検対応箇所数（合同点検実施箇所＋合同点検未実施のうち対策済みの箇所数）	33 箇所 （令和3年度実績値）	58 箇所
毎日、朝食を食べている児童・生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校 94.3% 中学校 91.2% （令和4年度実績値）	小学校 96.0% 中学校 93.0%

【令和5年度の重点的な取り組み】

○学校給食センターにおける取り組み

- ・給食費については、昨今の物価高騰などの影響を受けている給食食材費（給食費）に関する保護者の費用負担を軽減するため、物価高騰分の支援を継続するとともに、段階的な無償化の検討を行う。
- ・地産地消といった従来の取り組みに加え、オーガニック食材を使用した給食を学期に1回程度実施する。

2-③ 将来に向けた特色ある学校づくりの推進（再掲）

(1) 小中一貫教育の推進

(2) コミュニティ・スクール運営の促進

3-① 生涯学習の振興

(1) 社会教育事業の推進

家庭・地域・学校が一体となって、未来を担う子どもたちの成長を支える学校支援、放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進します。

また、各種団体や地域と連携・協力し、町民が学習やスポーツなどの生涯学習活動に取り組む環境づくり、きっかけづくりを進めます。

これらを通じて、青少年の健全育成を図るとともに、様々な人権問題についても研修会等を開催し、人権意識を育みます。

【関連する主な取り組み】

- ・コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進
- ・各種団体との連携による事業実施、地域における学びの支援
- ・青少年の健全育成
- ・人権教育の推進

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
地域の大人から授業や放課後などに勉強やスポーツを教えてもらっている児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 30.7% 中学校 21.1% (令和4年度実績値)	小学校 40.0% 中学校 30.0%
<u>コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の認知度【総合戦略町民アンケート】</u>	<u>21.4%</u> (令和4年度実績値)	<u>30.0%</u>

【令和5年度の重点的な取り組み】

○コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進

- ・地域学校協働活動推進員とともに、地域学校協働活動の推進に取り組みます。

○青少年の健全育成と各種団体の活動支援

- ・関連団体との連携や協力により事業を実施するとともに、各種団体の事業への支援や情報提供に取り組みます。

(2) 図書館事業の推進

赤ちゃんからお年寄りまで誰でも気軽に利用できる図書館として、図書館サービスの充実を図ります。町民の「知の拠点」として、本や情報を活用した学びを支えるとともに町民と地域の生き生きとした活動につなげます。

特に、子どもの読書習慣の定着を図るため、様々な形で図書館に親しむきっかけを作り、図書館利用を促進します。

【関連する主な取り組み】

- ・幅広い世代の利用促進
- ・図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり
- ・町の歴史や文化、ゆかりの人物に関する情報と資料の収集活用

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
図書館年間入館者数 【二宮町統計書】	174,944 人 （平成30年度実績値）	175,000 人
読書が好きと回答した児童生徒数（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 70.2% 中学校 63.9% （令和4年度実績値）	小学校 75.0% 中学校 70.0%

※基準値について

新型コロナウイルスの影響を受けている事業は、影響を受けていない年度の実績値を基準値として設定。

【令和5年度の重点的な取り組み】

○幅広い世代の利用促進

- ・子どもや子育て世代向けの事業実施を通じて、「読む楽しさ」「知る楽しみ」の動機付けを図り、子育て世代と子どもたちの図書館利用を促進します。
- ・町内の小学校や中学校、高等学校と連携し、職業体験や見学を通じて、ティーンズ世代（小学校高学年～高校生）の利用の促進に取り組みます。
- ・幅広い世代の多様な興味や関心に応えるとともに、新たな学びのきっかけや学び直しにも繋がるよう、様々な形で資料の紹介を行います。

（3）二宮の自然・歴史・文化・スポーツに触れる機会の提供

各種文化・芸術団体やスポーツ団体と連携、協働、支援するとともに、各施設の適切な管理運営に努め、町民が様々な文化や芸術、スポーツに触れる機会を提供します。

また、長い歴史の中で培われてきた貴重な有形・無形の文化財を保護・保存していくとともに、町民への普及・啓発活動に努め、郷土に対する意識を育みます。

【関連する主な取り組み】

- ・文化芸術及びスポーツの振興・支援
- ・歴史や文化の保護と普及啓発

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
文化祭来場者数	4,273 人 （令和元年度実績値）	4,500 人
ピアノマラソンコンサート参加者数	80 組 （平成30年度実績値）	80 組
民俗芸能のつどい観覧者数	405 人 （令和元年度実績値）	500 人
今住んでいる地域の行事に参加していると回答した児童生徒（肯定的な回答の割合） 【全国学力・学習状況調査】	小学校 52.4% 中学校 34.0% （令和4年度実績値）	小学校 55.0% 中学校 35.0%

体育施設（武道館、体育館、運動場、テニスコート、山西プール、温水プール）の個人入場者数および利用登録団体数 【二宮町統計書】	210,757 人・ 4894 団体 （平成 30 年度実績値）	210,000 人・4800 団体
---	---	-----------------------------------

※基準値について

新型コロナウイルスの影響を受けている事業は、影響を受けていない年度の実績値を基準値として設定。

【令和5年度の重点的な取り組み】

○文化芸術及びスポーツに関する事業の実施と活動の支援

- ・町民の活動の成果発表の場として、「文化祭」や「ピアノマラソンコンサート」などを開催するとともに、スポーツ団体と連携し、町民がスポーツに触れる機会の創出に努めます。

○歴史や文化に関する普及啓発事業の実施

- ・「民俗芸能のつどい」や資料展示などを通じて、町民が町の歴史や文化に触れる機会を提供します。

3-② 社会教育施設の管理運営

(1) 各施設の適切な維持管理と運営

長寿命化計画（個別施設管理計画）に基づき、生涯学習センターラディアンやスポーツ施設など社会教育施設の計画的な修繕・改修に取り組み、安全安心な環境整備に努めます。

また、生涯学習センターラディアン及び図書館の改修に向け、事前周知も含めた準備の検討を進めるとともに、他の施設についても「二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画」に基づいて、町関係部署と連携した取り組みを進めます。

【関連する主な取り組み】

- ・安全安心な環境整備と適切な施設運営
- ・生涯学習センターラディアン及び図書館の改修に向けた検討

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
「二宮町教育等施設長寿命化計画（個別施設計画）における健全度D判定評価の対応状況（対応済み数／D判定評価数）」	0/4 （令和3年度実績値）	4/4

【令和5年度の重点的な取り組み】

○安全安心な環境整備と適切な施設運営

- ・利用者が安全安心して利用できるよう、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕・改修を実施する。

3-③ 社会教育に関する情報発信の強化

(1) 情報発信の強化

町民が等しく生涯学習の機会を得られるよう、二宮町ホームページや広報紙等を通じて、学習・文化、スポーツ等の情報を積極的に発信していきます。

【関連する主な取り組み】

- ・二宮町ホームページや広報紙等の積極的な活用

【5年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
生涯学習課からの情報発信に基づく新聞等への掲載数	14件 （令和3年度実績値）	20件

【令和5年度の重点的な取り組み】

なし

議案第 27 号

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

令和5年3月22日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和5年度から小中一貫教育校を設置するにあたり、市町村教育委員会の規則等において規定する必要があるため、必要な改正をするために提案する。

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年二宮町教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第34条を第37条とし、第33条の次に次の3条を加える。

（小中一貫教育校）

第34条 教育委員会は、学校が相互に密接な連携の下で一貫した教育を施すことにより、義務教育9年間の連続性と系統性のある学習を実現するために、小中一貫教育校を置く。

2 次の表の左欄に掲げる学校は、小中一貫教育校として同表の右欄に掲げる名称を称する。

学校	小中一貫教育校の名称
二宮町立二宮小学校 二宮町立一色小学校 二宮町立山西小学校 二宮町立二宮中学校 二宮町立二宮西中学校	にのみや学園

（学園長）

第35条 小中一貫教育校に学園長を置く。

2 学園長は、学校の校長のうちから、教育委員会が指名する。

3 学園長は、小中一貫教育の実施に関し、学校間の総合調整を行うとともに、次に掲げる事務を掌理する。

（1）小中一貫教育校の教育目標及びグランドデザインに関すること。

（2）小中一貫教育校のカリキュラムに関すること。

（3）小中一貫教育校と地域及び保護者との連携に関すること。

（4）その他教育委員会が必要と認めること。

（副学園長）

第36条 小中一貫教育校に副学園長を置く。

2 副学園長は、学校の校長（前条第2項の規定により学園長に指名された校長を除く。）のうちから、教育委員会が指名する。

3 副学園長は、学園長を補佐し、学園長に事故があるときは、その職務を代行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

改正後	改正前				
<u>(小中一貫教育校)</u> <u>第34条 教育委員会は、学校が相互に密接な連携の下で一貫した教育を施すことにより、義務教育9年間の連続性と系統性のある学習を実現するために、小中一貫教育校を置く。</u> <u>2 次の表の左欄に掲げる学校は、小中一貫教育校として同表の右欄に掲げる名称を称する。</u> <table border="1"> <tr> <td>学校</td><td>小中一貫教育校の名称</td></tr> <tr> <td>二宮町立二宮小学校 二宮町立一色小学校 二宮町立山西小学校 二宮町立二宮中学校 二宮町立二宮西中学校</td><td>にのみや学園</td></tr> </table> <u>(学園長)</u> <u>第35条 小中一貫教育校に学園長を置く。</u> <u>2 学園長は、学校の校長のうちから、教育委員会が指名する。</u> <u>3 学園長は、小中一貫教育の実施に関し、学校間の総合調整を行うとともに、次に掲げる事務を掌理する。</u> <u>(1) 小中一貫教育校の教育目標及びグラウンドデザインに関すること。</u> <u>(2) 小中一貫教育校のカリキュラムに関すること。</u> <u>(3) 小中一貫教育校と地域及び保護者との連携に関すること。</u> <u>(4) その他教育委員会が必要と認めること。</u> <u>(副学園長)</u> <u>第36条 小中一貫教育校に副学園長を置く。</u> <u>2 副学園長は、学校の校長（前条第2項の規定により学園長に指名された校長を除く。）のうちから、教育委員会が指名する。</u> <u>3 副学園長は、学園長を補佐し、学園長に事故があるときは、その職務を代行する。</u> (実施規定) <u>第37条 この規則の実施に関し、必要な事項は、教育長が定める。</u>	学校	小中一貫教育校の名称	二宮町立二宮小学校 二宮町立一色小学校 二宮町立山西小学校 二宮町立二宮中学校 二宮町立二宮西中学校	にのみや学園	(実施規定) <u>第34条 この規則の実施に関し、必要な事項は、教育長が定める。</u>
学校	小中一貫教育校の名称				
二宮町立二宮小学校 二宮町立一色小学校 二宮町立山西小学校 二宮町立二宮中学校 二宮町立二宮西中学校	にのみや学園				

議案第 28 号

二宮町教育委員会の所管に係る二宮町個人情報保護法等施行規則について

令和 5 年 3 月 22 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

個人情報の保護に関する法律が改正され、新たに二宮町個人情報保護法施行条例を制定したことに伴い、法及び条例の施行に関し必要な事項を定めるために提案する。

二宮町教育委員会の所管に係る二宮町個人情報保護法等施行規則

二宮町教育委員会が管理する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び二宮町個人情報保護法施行条例（令和4年二宮町条例第16号）の施行については、二宮町個人情報保護法等施行規則（令和5年二宮町規則第9号）その他町長が定める例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（二宮町教育委員会の所管に係る二宮町個人情報保護条例施行規則の廃止）
- 2 二宮町教育委員会の所管に係る二宮町個人情報保護条例施行規則（平成10年二宮町教育委員会規則第3号）は、廃止する。
（二宮町教育委員会の所管に係る二宮町個人情報保護条例施行規則の廃止に伴う経過措置）
- 3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の二宮町教育委員会の所管に係る二宮町個人情報保護条例施行規則の規定により行われた個人情報の開示等の請求に係る手続については、なお従前の例による。

議案第 29 号

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和 5 年 3 月 22 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

使用料の減免について、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を対象に加えるにあたり、本規則に必要な改正をするために提案する。

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年二宮町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（使用料の減免）

第12条 条例第9条の規定に基づく使用料の減免は、次の各号に定めるときに限りこれを認めることができる。

- （1） 町が直接使用するとき。
- （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき。
- （3） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき。
- （4） 本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき。
- （5） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。
- （6） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。
- （7） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。
- （8） 本町の住民が展示ギャラリー1及び展示ギャラリー2を展示を目的として使用するとき。
- （9） ホールを使用する者が、同時にイベント広場を主催者駐車場として使用するとき。
- （10） ホールを使用する者が、リハーサルのために条例別表の2に定める付帯設備等を使用するとき。
- （11） 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要であると認めるとき。

2 使用料は、前項の規定に基づき次の基準により減免するものとする。

項目	減免割合					
	ホール	付帯設備等	その他施設（展示ギャラリー及びイベント広場を除く。）	展示ギャラリー1	展示ギャラリー2	イベント広場
前項第1号に該当するとき。	減免しない	免除	免除	免除	免除	免除
前項第2号から第7号までのいずれかに該当するとき。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は減免しない。	減免しない	減免しない	免除	—	—	免除
前項第8号に該当するとき。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は減免しない。	—	—	—	100分の50免除（ただし、引き続き翌日も使用するために閉鎖した場合で使用する場合は夜間使用料は100分の100免除）	100分の50免除	—

前項第9号に該当するとき。	—	—	—	—	—	免除
前項第10号に該当するとき。	—	100 分の50免除	—	—	—	—
その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。	教育委員会が必要と認める割合					

備考 減免後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

- 3 第1項第2号から第7号までの規定により使用料の減免を受けようとする者は、教育委員会に減免を受けられることを証明する書面等を提示し、確認を受けなければならない。

第1号様式及び第1号様式の2を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

二宮町生涯学習センター使用申請書 年 月 日 二宮町教育委員会 殿 次のとおり申請します。			
申 請 者	住	所	〒
	団 体 名		
	氏 名		
	使用責任者	住所	〒
		氏名	氏名

使用目的					
入場料（会費）の有無	有・無	入場料（会費）の金額	円	割増率	%
使用施設名	使用年月日	使用時間区分	使用料金額	予定人員	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
施設使用料金額合計			①	円	
使用する付帯設備・備品等名（別紙明細のとおり）と使用料金額			②	円	
使用料金額合計（10円未満切り捨て）			①＋②	円	

使用料減免申請書	
減免申請の理由	☐ 規則第12条第1項第 号に該当するため使用料の免除を申請します。 ☐ 規則第12条第1項第 号に該当するため使用料の減額を申請します。

上記の使用申請について生涯学習センター使用許可書のとおり許可してよろしいか伺います。						
決裁						

備考 太枠の中は、記入しないでください。

第1号様式の2（第5条の2関係）

（表）

		登録番号			
		(新規・変更)申請日		年 月 日	
二宮町生涯学習センター町内使用登録（変更）申請書					
二宮町教育委員会殿					
二宮町生涯学習センターの町内使用登録のため次の通り申請します。					
ふりがな					
団体等の名称					
登録の区分	☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している個人。 ☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学しているものが過半数であるか、若しくは10名以上である団体。 ☐ 町内に住所を有する事業所。				
主な活動、目的 （3点まで）	・ ・ ・				
団体の形態	☐ サークル（会費制による運営） ☐ NPO、NGO等の法人 ☐ 学校等の教育機関 ☐ 福祉等の団体 ☐ ボランティア団体 ☐ 企業 ☐ 教室（月謝制による運営） ☐ その他（ ）				
代表者	住所	〒			
	ふりがな				
	氏名				
	TEL			FAX	
申請者1 （使用責任者1）	住所	〒			
	ふりがな				
	氏名				
	TEL			FAX	
申請者2 （使用責任者2）	住所	〒			
	ふりがな				
	氏名				
	TEL			FAX	
※登録の申請においては代表者、申請者1、2のいずれかにより、身分証明書を提示の上、ご提出ください。 ※個人情報の取扱いについては、二宮町教育委員会が責任を持って管理し、二宮町生涯学習センターの使用申請に伴う事務や連絡以外には使用しません。					

(裏)

二宮町生涯学習センター町内使用登録名簿

No.	名 前	住 所	電話番号	勤務先・就学先 (在勤・在学の方)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				

第2号様式から第5号様式までを次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

二宮町生涯学習センター使用許可書 年 月 日 次のとおり使用を許可します。 二宮町教育委員会 印			
申請者	住	所	〒
	団	体	名
	氏	名	殿

許可に関する 注 意 事 項	・ 使用許可時間以外に部屋等への入室をしないでください。 ・ 部屋等の片付けをし、簡易な清掃をして退室してください。 ・ ごみは全てお持ち帰りください。 ・ その他条例・規則で規定している使用条件を守ってください。
-------------------	--

使用目的					
入場料（会費）の有無	有・無	入場料（会費）の金額	円	割増率	%
使用施設名	使用年月日	使用時間区分	使用料金額	予定人員	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円	人	
施設使用料金額合計 ①			円		
使用する付帯設備・備品等名（別紙明細のとおり）と使用料金額 ②			円		
使用料金額合計（10円未満切り捨て） ①+②			円		

使用料減免決定通知書	
減免決定の理由	☐ 規則第12条第1項第 号に該当するため使用料を免除する。 ☐ 規則第12条第1項第 号に該当するため使用料を（ %）減額する。

減 免 割 合	施設使用料	%	付帯設備等使用料	%
減免後の使用料 金額	施設使用料金額 ①	円 - (円 × %) = 円		
	付帯設備等使用料金額 ②	円 - (円 × %) = 円		
	合 計 金 額	円（10円未満切り捨て）		

第3号様式（第9条関係）

二宮町生涯学習センター使用 変更（取消）申請書							
						年 月 日	
二宮町教育委員会 殿 次のとおり変更（取消し）申請します。							
申 請 者	住	所					
	団	体	名				
	氏		名				
	電	話	番	号			
	使用責任者		住所				
氏名			☎				
許可を受けた使用年月日			年 月 日				
許可を受けた使用時間			午前・午後・夜間・全日				
許可を受けた使用施設名							
変 更 区 分			☐ 変 更 ☐ 取 消 し				
変更（取消し）理由							
変更（取消し）事項			変更前				
			変更後				
使 用 料	変 更 前 の 使 用 料 金 額				円		
	変 更 後 の 施 設 使 用 料 金 額				円		
	変 更 後 の 設 備 等 使 用 料 金 額				円		
	差 引 額				円		
申請について二宮町生涯学習センター使用変更取消許可書のとおり許可してよろしいか伺います。							
決 裁							

備考 太枠の中は、記入しないでください。

第4号様式（第10条関係）

二宮町生涯学習センター使用 変更（取消）許可書			
			年 月 日
次のとおり変更（取消し）許可します。			
二宮町教育委員会			印

申 請 者	住	所		
	団	体	名	殿
	氏		名	殿
	電	話	番	号
	使 用 責 任 者		住所	
氏名			☎	

許可を受けた使用年月日	年 月 日
許可を受けた使用時間	午前・午後・夜間・全日
許可を受けた使用施設名	

変 更 区 分	☐ 変 更 ☐ 取 消 し
変更（取消し）理由	
変更（取消し）事項	変更前
	変更後

使 用 料	変更前の使用料金額	円
	変更後の施設使用料金額	円
	変更後の設備等使用料金額	円
	差 引 額	円

許可条件	
------	--

第5号様式（第15条関係）

二宮町生涯学習センター使用許可 取消・中止・変更決定通知書 年 月 日 次のとおり使用許可について（取消・中止・変更）決定したので通知します。 なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に二宮町教育委員会に対して審査請求をすることができます。 二宮町教育委員会 印		
申請者	住所	
	団体名	殿
	氏名	殿

許可を受けた使用年月日	年 月 日
許可を受けた使用時間	午前・午後・夜間・全日
許可を受けた使用施設名	

決定区分	☐ 取消 ☐ 中止 ☐ 変更
決定理由	
根拠条文	二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第5条第 号
決定事項	決定前
	決定後

使用料	変更前の使用料金額	円
	変更後の施設使用料金額	円
	変更後の設備等使用料金額	円
	差 引 額	円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則により許可された使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後

(使用料の減免)

第12条 条例第9条の規定に基づく使用料の減免は、次の各号に定めるときに限りこれを認めることができる。

(1) 町が直接使用するとき。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき。

(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき。

(4) 本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき。

(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。

(6) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。

(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。

(8) 本町の住民が展示ギャラリー1及び展示ギャラリー2を展示を目的として使用するとき。

(9) ホールを使用する者が、同時にイベント広場を主催者駐車場として使用するとき。

(10) ホールを使用する者が、リハーサルのために条例別表の2に定める付帯設備等を使用するとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要であると認めるとき。

2 使用料は、前項の規定に基づき次の基準により減免するものとする。

改正前

(使用料の減免)

第12条 使用料は、条例第9条の規定に基づき次の基準により減免するものとする。

項目	減免割合					
	ホール	付帯設備等	その他施設 （展示ギャラリー及びイベント広場を除く）	展示ギャラリー1	展示ギャラリー2	イベント広場
条例第9条第1号に該当するとき。	減免しない	免除	免除	免除	免除	免除
条例第9条第2号から第5号に該当するとき。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は、減免しない。	減免しない	減免しない	免除	—	—	免除
条例第9条第6号に該当するとき。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は、減免しない。	—	—	—	100分の50免除（ただし、引き続き翌日も使用するために閉鎖した状態で使用する場合は、夜間使用料は100分の100免除）	100分の50免除	—
条例第9条第7号に該当するとき。	—	—	—	—	—	免除
条例第9条第8号に該当するとき。	—	100分の50免除	—	—	—	—
その他教育委員会が特に必要であると認めるとき。	教育委員会が必要と認める割合					

備考 減免後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

改正後

改正前

項目

減免割合

ホール

付帯設備等

その他施設
(展示ギャラリー及びイベント広場を除く。)

展示ギャラリー1

展示ギャラリー2

イベント広場

前項第1号に該当するとき。

減免しない

免除

免除

免除

免除

免除

前項第2号から第7号までのいずれかに該当するとき。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は減免しない。

減免しない

減免しない

免除

—

—

免除

前項第8号に該当するとき。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は減免しない。

—

—

—

100分の50免除(ただし、引き続き翌日も使用するために閉鎖した場合で使用する場合は夜間使用料は100分の100免除)

100分の50免除

—

前項第9号に該当するとき。

—

—

—

—

—

免除

前項第10号に該当するとき。

—

100分の50免除

—

—

—

—

その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

教育委員会が必要と認める割合

2 条例第9条第2号から第6号の規定により料金の減免を受けようとする者は、教育委員会に減免を受けられることを証明する書面等を提示し、確認を受けなければならない。

備考 減免後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

改正後	改正前
3 <u>第1項第2号から第7号までの規定により使用料の減免を受けようとする者は、教育委員会に減免を受けられることを証明する書面等を提示し、確認を受けなければならない。</u>	

改正後										改正前																																																																																																																																																																											
第1号様式（第5条関係）																																																																																																																																																																																					
二宮町生涯学習センター使用申請書 年 月 日 二宮町教育委員会 殿 次のとおり申請します。										二宮町生涯学習センター使用申請書 平成 年 月 日 二宮町教育委員会 殿 次のとおり申請します。																																																																																																																																																																											
申請者	住所	〒								申請者	住所																																																																																																																																																																										
	団体名										団体名																																																																																																																																																																										
	氏名	氏									氏名																																																																																																																																																																										
	使用責任者	住所	〒								使用責任者	住所	氏																																																																																																																																																																								
	氏名	氏									氏名	氏																																																																																																																																																																									
使用目的										使用目的																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料（会費）の有無</th> <th>有・無</th> <th>入場料（会費）の金額</th> <th>円</th> <th>割増率</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用施設名</td> <td>使用年月日</td> <td>使用時間区分</td> <td>使用料金額</td> <td>円</td> <td>予定人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">施設使用料金額合計</td> <td>①</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">使用する付帯設備・備品等名（別紙明細のとおり）と使用料金額</td> <td>②</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">使用料金額合計（10円未満切り捨て）</td> <td>①+②</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										入場料（会費）の有無	有・無	入場料（会費）の金額	円	割増率	%	使用施設名	使用年月日	使用時間区分	使用料金額	円	予定人員		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人	施設使用料金額合計			①	円		使用する付帯設備・備品等名（別紙明細のとおり）と使用料金額			②	円		使用料金額合計（10円未満切り捨て）			①+②	円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料（会費）の有無</th> <th>有・無</th> <th>入場料（会費）の金額</th> <th>円</th> <th>割増率</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用施設名</td> <td>使用年月日</td> <td>使用時間区分</td> <td>使用料金額</td> <td>円</td> <td>予定人員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>午前・午後・夜間・全日</td> <td>円</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">施設使用料金額合計</td> <td>①</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">使用する付帯設備・備品等名（別紙明細のとおり）と使用料金額</td> <td>②</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">使用料金額合計（10円未満切り捨て）</td> <td>①+②</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										入場料（会費）の有無	有・無	入場料（会費）の金額	円	割増率	%	使用施設名	使用年月日	使用時間区分	使用料金額	円	予定人員		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人		年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人	施設使用料金額合計			①	円		使用する付帯設備・備品等名（別紙明細のとおり）と使用料金額			②	円		使用料金額合計（10円未満切り捨て）			①+②	円	
入場料（会費）の有無	有・無	入場料（会費）の金額	円	割増率	%																																																																																																																																																																																
使用施設名	使用年月日	使用時間区分	使用料金額	円	予定人員																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
施設使用料金額合計			①	円																																																																																																																																																																																	
使用する付帯設備・備品等名（別紙明細のとおり）と使用料金額			②	円																																																																																																																																																																																	
使用料金額合計（10円未満切り捨て）			①+②	円																																																																																																																																																																																	
入場料（会費）の有無	有・無	入場料（会費）の金額	円	割増率	%																																																																																																																																																																																
使用施設名	使用年月日	使用時間区分	使用料金額	円	予定人員																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
	年 月 日	午前・午後・夜間・全日	円		人																																																																																																																																																																																
施設使用料金額合計			①	円																																																																																																																																																																																	
使用する付帯設備・備品等名（別紙明細のとおり）と使用料金額			②	円																																																																																																																																																																																	
使用料金額合計（10円未満切り捨て）			①+②	円																																																																																																																																																																																	
使用料減免申請書 減免申請の理由 ☐ 規則第12条第1項第 号に該当するため使用料の免除を申請します。 ☐ 規則第12条第1項第 号に該当するため使用料の減額を申請します。										使用料減免申請書 減免申請の理由 ☐ 条例第13条第 号に該当するため使用料の免除を申請します。 ☐ 条例第13条第 号に該当するため使用料の減額を申請します。																																																																																																																																																																											
上記の使用申請について生涯学習センター使用許可書のとおり許可してよろしいか伺います。 決裁										上記の使用申請について生涯学習センター使用許可書のとおり許可してよろしいか伺います。 決裁																																																																																																																																																																											
備考 太枠の中は、記入しないでください。										備考 太枠の中は、記入しないでください。																																																																																																																																																																											

改正後	改正前																																																																																																																														
第1号様式の2（第5条の2関係） （表） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">登録番号</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新規・変更)申請日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> 二宮町生涯学習センター町内使用登録（変更）申請書 二宮町教育委員会殿 二宮町生涯学習センターの町内使用登録のため次の通り申請します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">ふりがな</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>団体等の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>登録の区分</td> <td colspan="3"> ☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している個人。 ☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学しているものが過半数であるか、若しくは10名以上である団体。 ☐ 町内に住所を有する事業所。 </td> </tr> <tr> <td>主な活動、目的 （3点まで）</td> <td colspan="3"> ・ ・ ・ </td> </tr> <tr> <td>団体の形態</td> <td colspan="3"> ☐ サークル（会費制による運営） ☐ NPO、NGO等の法人 ☐ 学校等の教育機関 ☐ 福祉等の団体 ☐ ボランティア団体 ☐ 企業 ☐ 教室（月謝制による運営） ☐ その他（ ） </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">代表者</td> <td>住所</td> <td colspan="2">〒</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td></td> <td>FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">申請者1 （使用責任者1）</td> <td>住所</td> <td colspan="2">〒</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td></td> <td>FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">申請者2 （使用責任者2）</td> <td>住所</td> <td colspan="2">〒</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td></td> <td>FAX</td> </tr> ※登録の申請においては代表者、申請者1、2のいずれかにより、身分証明書を提示の上、ご提出ください。 ※個人情報の取扱いについては、二宮町教育委員会が責任を持って管理し、二宮町生涯学習センターの使用申請に伴う事務や連絡以外には使用しません。 </table>	登録番号		(新規・変更)申請日	年 月 日	ふりがな				団体等の名称				登録の区分	☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している個人。 ☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学しているものが過半数であるか、若しくは10名以上である団体。 ☐ 町内に住所を有する事業所。			主な活動、目的 （3点まで）	・ ・ ・			団体の形態	☐ サークル（会費制による運営） ☐ NPO、NGO等の法人 ☐ 学校等の教育機関 ☐ 福祉等の団体 ☐ ボランティア団体 ☐ 企業 ☐ 教室（月謝制による運営） ☐ その他（ ）			代表者	住所	〒		ふりがな			氏名			TEL		FAX	申請者1 （使用責任者1）	住所	〒		ふりがな			氏名			TEL		FAX	申請者2 （使用責任者2）	住所	〒		ふりがな			氏名			TEL		FAX	第1号様式の2（第5条の2関係） （表） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">登録番号</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新規・変更)申請日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> 二宮町生涯学習センター町内使用登録（変更）申請書 二宮町教育委員会殿 二宮町生涯学習センターの町内使用登録のため次の通り申請します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">ふりがな</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>団体等の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>登録の区分</td> <td colspan="3"> ☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している個人。 ☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学しているものが過半数であるか、若しくは10名以上である団体。 ☐ 町内に住所を有する事業所。 </td> </tr> <tr> <td>主な活動、目的 （3点まで）</td> <td colspan="3"> ・ ・ ・ </td> </tr> <tr> <td>団体の形態</td> <td colspan="3"> ☐ サークル（会費制による運営） ☐ NPO、NGO等の法人 ☐ 学校等の教育機関 ☐ 福祉等の団体 ☐ ボランティア団体 ☐ 企業 ☐ 教室（月謝制による運営） ☐ その他（ ） </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">代表者</td> <td>住所</td> <td colspan="2">〒</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td></td> <td>FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">申請者1 （使用責任者1）</td> <td>住所</td> <td colspan="2">〒</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td></td> <td>FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">申請者2 （使用責任者2）</td> <td>住所</td> <td colspan="2">〒</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td></td> <td>FAX</td> </tr> ※登録の申請においては代表者、申請者1、2のいずれかにより、身分証明書を提示の上、ご提出ください。 ※個人情報の取扱いについては、二宮町教育委員会が責任を持って管理し、二宮町生涯学習センターの使用申請に伴う事務や連絡以外には使用しません。 </table>	登録番号		(新規・変更)申請日	年 月 日	ふりがな				団体等の名称				登録の区分	☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している個人。 ☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学しているものが過半数であるか、若しくは10名以上である団体。 ☐ 町内に住所を有する事業所。			主な活動、目的 （3点まで）	・ ・ ・			団体の形態	☐ サークル（会費制による運営） ☐ NPO、NGO等の法人 ☐ 学校等の教育機関 ☐ 福祉等の団体 ☐ ボランティア団体 ☐ 企業 ☐ 教室（月謝制による運営） ☐ その他（ ）			代表者	住所	〒		ふりがな			氏名			TEL		FAX	申請者1 （使用責任者1）	住所	〒		ふりがな			氏名			TEL		FAX	申請者2 （使用責任者2）	住所	〒		ふりがな			氏名			TEL		FAX
登録番号																																																																																																																															
(新規・変更)申請日	年 月 日																																																																																																																														
ふりがな																																																																																																																															
団体等の名称																																																																																																																															
登録の区分	☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している個人。 ☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学しているものが過半数であるか、若しくは10名以上である団体。 ☐ 町内に住所を有する事業所。																																																																																																																														
主な活動、目的 （3点まで）	・ ・ ・																																																																																																																														
団体の形態	☐ サークル（会費制による運営） ☐ NPO、NGO等の法人 ☐ 学校等の教育機関 ☐ 福祉等の団体 ☐ ボランティア団体 ☐ 企業 ☐ 教室（月謝制による運営） ☐ その他（ ）																																																																																																																														
代表者	住所	〒																																																																																																																													
	ふりがな																																																																																																																														
	氏名																																																																																																																														
	TEL		FAX																																																																																																																												
申請者1 （使用責任者1）	住所	〒																																																																																																																													
	ふりがな																																																																																																																														
	氏名																																																																																																																														
	TEL		FAX																																																																																																																												
申請者2 （使用責任者2）	住所	〒																																																																																																																													
	ふりがな																																																																																																																														
	氏名																																																																																																																														
	TEL		FAX																																																																																																																												
登録番号																																																																																																																															
(新規・変更)申請日	年 月 日																																																																																																																														
ふりがな																																																																																																																															
団体等の名称																																																																																																																															
登録の区分	☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している個人。 ☐ 町内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学しているものが過半数であるか、若しくは10名以上である団体。 ☐ 町内に住所を有する事業所。																																																																																																																														
主な活動、目的 （3点まで）	・ ・ ・																																																																																																																														
団体の形態	☐ サークル（会費制による運営） ☐ NPO、NGO等の法人 ☐ 学校等の教育機関 ☐ 福祉等の団体 ☐ ボランティア団体 ☐ 企業 ☐ 教室（月謝制による運営） ☐ その他（ ）																																																																																																																														
代表者	住所	〒																																																																																																																													
	ふりがな																																																																																																																														
	氏名																																																																																																																														
	TEL		FAX																																																																																																																												
申請者1 （使用責任者1）	住所	〒																																																																																																																													
	ふりがな																																																																																																																														
	氏名																																																																																																																														
	TEL		FAX																																																																																																																												
申請者2 （使用責任者2）	住所	〒																																																																																																																													
	ふりがな																																																																																																																														
	氏名																																																																																																																														
	TEL		FAX																																																																																																																												

改正後

第2号様式（第6条関係）

二宮町生涯学習センター使用許可書

年 月 日

次のとおり使用を許可します。

二宮町教育委員会

印

申請者

住所

団体名

氏名

殿

印

許可に関する注意事項

・使用許可時間以外に部屋等への入室をしないでください。

・部屋等の片付けをし、簡易な清掃をして退室してください。

・ごみは全てお持ち帰りください。

・その他条例・規則で規定している使用条件を守ってください。

使用目的

入場料（会費）の有無

有・無

入場料（会費）の金額

円

割増率

%

使用施設名

使用年月日

使用時間区分

使用料金額

予定人員

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

施設使用料金額合計

①

円

使用する付帯設備・備品等名（別紙明細のとおり）と使用料金額

②

円

使用料金額合計（10円未満切り捨て）

①+②

円

使用料減免決定通知書

減免決定の理由

☐ 規則第12条第1項第 号に該当するため使用料を免除する。

☐ 規則第12条第1項第 号に該当するため使用料を（ % ）減額する。

減免割合

施設使用料

%

付帯設備等使用料

%

減免後の使用料金額

施設使用料金額①

円－（ 円× % ）＝ 円

付帯設備等使用料金額②

円－（ 円× % ）＝ 円

合計金額

円（10円未満切り捨て）

改正前

第2号様式（第6条関係）

二宮町生涯学習センター使用許可書

平成 年 月 日

次のとおり使用を許可します。

二宮町教育委員会

印

申請者

住所

団体名

氏名

殿

印

許可に関する注意事項

・使用許可時間以外に部屋等への入室、退室をしないでください。

・部屋等の片付けをし、簡易な清掃をして退室してください。

・ごみは全てお持ち帰りください。

・その他条例・規則で規定している使用条件を守ってください。

使用目的

入場料（会費）の有無

有・無

入場料（会費）の金額

円

割増率

%

使用施設名

使用年月日

使用時間区分

使用料金額

予定人員

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

年 月 日

午前・午後・夜間・全日

円

人

施設使用料金額合計

①

円

使用する付帯設備・備品等名（別紙明細のとおり）と使用料金額

②

円

使用料金額合計（10円未満切り捨て）

①+②

円

使用料減免決定通知書

減免決定の理由

☐ 条例第13条第 号に該当するため使用料を免除する。

☐ 条例第13条第 号に該当するため使用料を（ % ）減額する。

減免割合

施設使用料

%

付帯設備等使用料

%

減免後の使用料金額

施設使用料金額①

円－（ 円× % ）＝ 円

付帯設備等使用料金額②

円－（ 円× % ）＝ 円

合計金額

円（10円未満切り捨て）

6

改正後										改正前													
第3号様式（第9条関係）																							
二宮町生涯学習センター使用 変更（取消）申請書 年 月 日 二宮町教育委員会 殿 次のとおり変更（取消し）申請します。										二宮町生涯学習センター使用 変更（取消）申請書 平成 年 月 日 二宮町教育委員会 殿 次のとおり変更（取消し）申請します。													
申 請 者	住	所								申 請 者	住	所											
	団	体	名								団	体	名										
	氏	名									氏	名											
	電	話	番	号								電	話	番	号								
	使用責任者	住所									使用責任者	住所											
		氏名	☎									氏名	☎										
許可を受けた使用年月日		年 月 日								許可を受けた使用年月日		平成 年 月 日											
許可を受けた使用時間		午前・午後・夜間・全日								許可を受けた使用時間		午前・午後・夜間・全日											
許可を受けた使用施設名										許可を受けた使用施設名													
変 更 区 分 ☐ 変 更 ☐ 取消し										変 更 区 分 ☐ 変 更 ☐ 取消し													
変更（取消し）理由										変更（取消し）理由													
変更（取消し）事項		変更前								変更（取消し）事項		変更前											
		変更後										変更後											
使 用 料	変更前の使用料金額									円	使 用 料	変更前の使用料金額									円		
	変更後の施設使用料金額									円		変更後の施設使用料金額									円		
	変更後の設備等使用料金額									円		変更後の設備等使用料金額									円		
	差 引 額									円		差 引 額									円		
申請について二宮町生涯学習センター使用変更取消許可書のとおり許可してよろしいか伺います。										申請について二宮町生涯学習センター使用変更取消許可書のとおり許可してよろしいか伺います。													
決裁										決裁													
備考 太枠の中は、記入しないでください。										備考 太枠の中は、記入しないでください。													

改正後					改正前										
第4号様式（第10条関係）					第4号様式（第10条関係）										
二宮町生涯学習センター使用 変更（取消）許可書 年 月 日 次のとおり変更（取消し）許可します。 二宮町教育委員会 印					二宮町生涯学習センター使用 変更（取消）許可書 平成 年 月 日 次のとおり変更（取消し）許可します。 二宮町教育委員会 印										
申 請 者	住	所				申 請 者	住	所							
	団	体	名				団	体	名						
	氏		名				氏		名						
	電	話	番	号				電	話	番	号				
	使	用	責	任	者		住所			使	用	責	任	者	住所
		氏	名	☎					氏	名	☎				
許可を受けた使用年月日		年 月 日			許可を受けた使用年月日		平成 年 月 日								
許可を受けた使用時間		午前・午後・夜間・全日			許可を受けた使用時間		午前・午後・夜間・全日								
許可を受けた使用施設名					許可を受けた使用施設名										
変 更 区 分		☐ 変 更 ☐ 取消し			変 更 区 分		☐ 変 更 ☐ 取消し								
変更（取消し）理由					変更（取消し）理由										
変更（取消し）事項		変更前			変更（取消し）事項		変更前								
		変更後					変更後								
使 用 料	変 更 前 の 使 用 料 金 額			円	使 用 料	変 更 前 の 使 用 料 金 額			円						
	変更後の施設使用料金額			円		変更後の施設使用料金額			円						
	変更後の設備等使用料金額			円		変更後の設備等使用料金額			円						
	差 引 額			円		差 引 額			円						
許可条件					許可条件										

改正後				改正前			
第5号様式（第15条関係）				第5号様式（第15条関係）			
二宮町生涯学習センター使用許可 取消・中止・変更決定通知書 年 月 日 次のとおり使用許可について（取消・中止・変更）決定したので通知します。 なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に二宮町教育委員会に対して審査請求をすることができます。 二宮町教育委員会 印				二宮町生涯学習センター使用許可 取消・中止・変更決定通知書 平成 年 月 日 次のとおり使用許可について（取消・中止・変更）決定したので通知します。 なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に二宮町教育委員会に対して審査請求をすることができます。 二宮町教育委員会 印			
申 請 者	住 所			申 請 者	住 所		
	団 体 名	殿			団 体 名	殿	
	氏 名	殿			氏 名	殿	
許可を受けた使用年月日		年 月 日		許可を受けた使用年月日		平成 年 月 日	
許可を受けた使用時間		午前・午後・夜間・全日		許可を受けた使用時間		午前・午後・夜間・全日	
許可を受けた使用施設名				許可を受けた使用施設名			
決 定 区 分		☐ 取 消 ☐ 中 止 ☐ 変 更		決 定 区 分		☐ 取 消 ☐ 中 止 ☐ 変 更	
決 定 理 由				決 定 理 由			
根 拠 条 文		二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第5条第 号		根 拠 条 文		二宮町生涯学習センター条例第9条第 号の規定による	
決 定 事 項		決定前		決 定 事 項		決定前	
		決定後				決定後	
使 用 料	変 更 前 の 使 用 料 金 額	円		使 用 料	変 更 前 の 使 用 料 金 額	円	
	変更後の施設使用料金額	円			変更後の施設使用料金額	円	
	変更後の設備等使用料金額	円			変更後の設備等使用料金額	円	
	差 引 額	円			差 引 額	円	

議案第 30 号

二宮町生涯学習センター駐車場条例施行規則の一部を改正する規則について

令和 5 年 3 月 22 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

使用料の減免について、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を対象に加えるにあたり、本規則に必要な改正をするために提案する。

二宮町生涯学習センター駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町生涯学習センター駐車場条例施行規則（平成12年二宮町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号を次のように改める。

- （1） 町が直接使用するとき。
- （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき。ただし、イベント広場を使用しない場合には、自動車5台分までの料金を免除するものとする。
- （3） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき。ただし、イベント広場を使用しない場合には、自動車5台分までの料金を免除するものとする。
- （4） 本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき。
- （5） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき。
- （6） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき。
- （7） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき。
- （8） 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成12年二宮町条例第6号）第7条に定める二宮町生涯学習センターの使用時間内に二宮町生涯学習センターを使用する者が使用するときの最初の1時間
- （9） 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

第5条第2項中「条例第6条第2号から第5号」を「前項第2号から第7号まで」に改め、同条第3項及び第4項中「条例第6条第6号」を「第1項第8号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

二宮町生涯学習センター駐車場条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
(料金の免除) 第5条 条例第6条の規定により料金を免除することができる場合は、次の各号のとおりとする。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合又は入場料等を徴収した場合は、この限りではない。 (1) <u>町が直接使用するとき。</u> (2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき。ただし、イベント広場を使用しない場合には、自動車5台分までの料金を免除するものとする。</u> (3) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき。ただし、イベント広場を使用しない場合には、自動車5台分までの料金を免除するものとする。</u> (4) <u>本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき。</u> (5) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき。</u> (6) <u>療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき。</u> (7) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき。</u> (8) <u>二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成12年二宮町条例第6号）第7条に定める二宮町生涯学習センターの使用時間内に二宮町生涯学習センターを使用する者が使用するときの最初の1時間</u> (9) <u>前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。</u> 2 <u>前項第2号から第7号までの規定により料金の免除を受けようとする者は、教育委員会に免除を受けられることを証明する書面等を提示し、確認を受けなければならない。</u> 3 <u>第1項第8号の規定により料金の免除を受けようとする者は、予め認証機による認証を受けなければならない。</u>	(料金の免除) 第5条 条例第6条の規定により料金を免除することができる場合は、次の各号のとおりとする。ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合又は入場料等を徴収した場合は、この限りではない。 (1) <u>条例第6条第1号又は第4号から第7号に該当するとき。</u> (2) <u>条例第6条第2号又は第3号に該当し、イベント広場を使用しない場合には、自動車5台分</u> 2 <u>条例第6条第2号から第5号の規定により料金の免除を受けようとする者は、教育委員会に免除を受けられることを証明する書面等を提示し、確認を受けなければならない。</u> 3 <u>条例第6条第6号の規定により料金の免除を受けようとする者は、予め認証機による認証を受けなければならない。</u>

改正後	改正前
4 教育委員会は、料金を免除しようとするときは、<u>第1項第8号</u>に規定する場合を除き、二宮町生涯学習センター（ラディアン）駐車料金免除駐車券（様式第3号）を交付するものとする。	4 教育委員会は、料金を免除しようとするときは、<u>条例第6条第6号</u>に規定する場合を除き、二宮町生涯学習センター（ラディアン）駐車料金免除駐車券（様式第3号）を交付するものとする。

議案第 3 1 号

二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和 5 年 3 月 2 2 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

使用料の減免について、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を対象に加えるにあたり、本規則に必要な改正をするために提案する。

二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年二宮町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「次の各号に」の次に「掲げる区分に応じて、当該各号に」を加え、同項各号を次のように改める。

- （1） 町が直接観覧又は使用するとき 観覧料等の免除
- （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が観覧又は本来の目的に使用するとき 観覧料等の免除
- （3） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき 使用料の免除
- （4） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が観覧又は使用するとき 観覧料等の免除
- （5） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧又は使用するとき 観覧料等の免除
- （6） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧又は使用するとき 観覧料等の免除
- （7） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧又は使用するとき 観覧料等の免除
- （8） 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき 観覧料等の免除又は減額

第9条第2項ただし書中「第2号又は第3号」を「第3号から第7号まで」に改める。

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

二宮町ふたみ記念館使用許可申請書

年 月 日

二宮町教育委員会 殿

二宮町ふたみ記念館を使用したいので、次のとおり申請します。

申請者	住 所		
	団 体 名		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	使用責任者	住 所	
		氏 名	
	電話番号		

使 用 目 的			
使 用 日 時	年	使用日数	
	月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで		日
施 設 使 用 料 金 額 合 計	使用日数 × 円 = 円		
備 考			

上記の申請について二宮町ふたみ記念館使用許可書のとり許可してよろしいか伺います。

決 裁					

備考 太枠の中は、記入しないでください。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

二宮町教育委員会 印

二宮町ふたみ記念館使用許可書

次のとおり許可します。

許可に関する 注 意 事 項	・ 使用許可時間以外に施設等への入館、退館をしないでください。 ・ 部屋等の片付けをし、簡易な清掃をして退館してください。 ・ ごみは全てお持ち帰りください。 ・ その他条例・規則で規定している使用条件を守ってください。		
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	使用日数	日
施 設 使 用 料 金 額 合 計	使用日数 × 円 = 円		
備 考			

第3号様式（第7条関係）

二宮町ふたみ記念館使用取消・変更申請書

年 月 日

二宮町教育委員会 殿

次のとおり取消・変更申請します。

申請者	住 所		
	団 体 名		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	使用責任者	住 所	
		氏 名	
	電話番号		

使 用 日 時	年	使用日数
	月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	

変 更 区 分	☐ 取 消 ☐ 変 更	
取消・変更理由		
取消・変更事項	変更前	
	変更後	

上記の申請について二宮町ふたみ記念館使用取消・変更許可書のとおり許可してよろしいか伺います。					
決 裁					

備考 太枠の中は、記入しないでください。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

様

二宮町教育委員会 印

二宮町ふたみ記念館使用取消・変更許可書

次のとおり取消・変更許可します。

使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	使用日数
		日

変 更 区 分	☐ 取 消 ☐ 変 更	
取消・変更理由		
取消・変更事項	変更前	
	変更後	

使 用 料	変更前の施設等使用料金額	円
	変更後の施設等使用料金額	円
	差 引 額	円

許可条件	
------	--

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

様

二宮町教育委員会 印

二宮町ふたみ記念館使用許可取消・中止決定通知書

次のとおり使用許可について（取消・中止）決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に二宮町教育委員会に対して異議申立することができます。

許可を受けた 使用日時	年	使用日数
	月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	日

決定区分	☐ 取消 ☐ 中止	
決定理由		
根拠条文	二宮町ふたみ記念館条例第9条第 号の規定による	
決定事項	決定前	
	決定後	

使用料	変更前の施設等使用料金額	円
	変更後の施設等使用料金額	円
	差 引 額	円

第6号様式（第9条関係）

二宮町ふたみ記念館観覧料・使用料減免申請書

年 月 日

二宮町教育委員会 殿

次のとおり減額・免除を申請します。

申請者	住 所		
	団 体 名		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	使用責任者	住 所	
		氏 名	
		電話番号	

減免申請の理由	☐ 条例施行規則第9条第1項第 号に該当するため観覧料・使用料の免除を申請します。 ☐ 条例施行規則第9条第1項第 号に該当するため観覧料・使用料の減免を申請します。		
観覧・使用日時	年	日	数
	月 日 午前・午後 時 分から	月 日 午前・午後 時 分まで	日
☐ 観覧料 人 円		☐ 施設使用料 円	
備 考			

上記の申請について二宮町ふたみ記念館観覧料・使用料減免許可書のとり許可してよろしいか伺います。					
決 裁					

備考 太枠の中は、記入しないでください。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

様

二宮町教育委員会 印

二宮町ふたみ記念館観覧料・使用料減免許可書

次のとおり許可します。

減免許可の 理 由	☐ 条例施行規則第9条第1項第 号に該当するため観覧料・使用料を免除する。 ☐ 条例施行規則第9条第1項第 号に該当するため観覧料・使用料を（ %）減免する。	
観覧・使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	日 数 日
☐ 観覧料 人 円	☐ 施設使用料 円	

減免後の 金 額	減 免 割 合	%
	施設使用料金額	円－（ 円× %）＝ 円
	合 計 金 額	円

- 1 この許可書は、入館の際に係員に提示してください。
- 2 この許可書は、在館中携帯してください。
- 3 規則の遵守、係員の指示の徹底にご協力ください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例施行規則により許可された使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
(観覧料等の減免) 第9条 条例第11条の規定に基づく観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じて、<u>当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>町が直接観覧又は使用するとき 観覧料等の免除</u> (2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が観覧又は本来の目的に使用するとき 観覧料等の免除</u> (3) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき 使用料の免除</u> (4) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が観覧又は使用するとき 観覧料等の免除</u> (5) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧又は使用するとき 観覧料等の免除</u> (6) <u>療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧又は使用するとき 観覧料等の免除</u> (7) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧又は使用するとき 観覧料等の免除</u> (8) <u>前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要であると認めるとき 観覧料等の免除又は減額</u> 2 前項に規定する観覧料等の減額又は免除を受けようとする者は、必要書類を添えて、二宮町ふたみ記念館観覧料・使用料減免申請書（第6号様式）を提出しなければならない。ただし、前項第3号から第7号までの場合にあっては、証明書等の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。 3・4 (略)	(観覧料等の減免) 第9条 条例第11条の規定に基づく観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）の減額又は免除は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設が本来の目的として観覧又は使用するとき。 観覧料等の免除</u> (2) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が観覧又は使用するとき。 観覧料等の免除</u> (3) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又は都道府県知事等から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧又は使用するとき。</u> (4) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき。 使用料の免除</u> (5) <u>前各号に掲げる場合の他、教育委員会が特に必要であると認めるとき。 観覧料等の免除又は減額</u> 2 前項に規定する観覧料等の減額又は免除を受けようとする者は、必要書類を添えて、二宮町ふたみ記念館観覧料・使用料減免申請書（第6号様式）を提出しなければならない。ただし、前項第2号又は第3号の場合にあっては、証明書等の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。 3・4 (略)

改正後						改正前					
第1号様式（第5条関係）						第1号様式（第5条関係）					
二宮町ふたみ記念館使用許可申請書						二宮町ふたみ記念館使用許可申請書					
年 月 日						年 月 日					
二宮町教育委員会 殿						二宮町教育委員会 殿					
二宮町ふたみ記念館を使用したいので、次のとおり申請します。						二宮町ふたみ記念館を使用したいので、次のとおり申請します。					
申請者	住 所					申請者	住 所				
	団 体 名						使用責任者	団 体 名			
	氏 名							氏 名			
	電 話 番 号							電 話 番 号			
	使用責任者	住 所						住 所			
氏 名					氏 名						
電話番号					電話番号						
使 用 目 的						使 用 目 的					
使 用 日 時		年			使用日数	使 用 日 時		平成 年			使用日数
		月 日 午前・午後 時 分から						月 日 午前・午後 時 分から			
		月 日 午前・午後 時 分まで			日			月 日 午前・午後 時 分まで			日
施設使用料 金額合計		使用日数 × 円 = 円				施設使用料 金額合計		使用日数 × 円 = 円			
備 考						備 考					
上記の申請について二宮町ふたみ記念館使用許可書のとり許可してよろしいか伺います。						上記の申請について二宮町ふたみ記念館使用許可書のとり許可してよろしいか伺います。					
決 裁						決 裁					
備考 太枠の中は、記入しないでください。						備考 太枠の中は、記入しないでください。					

改正後		改正前	
第2号様式（第6条関係）		第2号様式（第6条関係）	
年 月 日 様 二宮町教育委員会 印 二宮町ふたみ記念館使用許可書		年 月 日 様 二宮町教育委員会 印 二宮町ふたみ記念館使用許可書	
次のとおり許可します。		次のとおり許可します。	
許可に関する 注 意 事 項	・使用許可時間以外に施設等への入館、退館をしないでください。 ・部屋等の片付けをし、簡易な清掃をして退館してください。 ・ごみは全てお持ち帰りください。 ・その他条例・規則で規定している使用条件を守ってください。	許可に関する 注 意 事 項	・使用許可時間以外に施設等への入館、退館をしないでください。 ・部屋等の片付けをし、簡易な清掃をして退館してください。 ・ごみは全てお持ち帰りください。 ・その他条例・規則で規定している使用条件を守ってください。
使 用 目 的		使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで 使用日数 日	使 用 日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで 使用日数 日
施設使用料 金 額 合 計	使用日数 × 円 = 円	施設使用料 金 額 合 計	使用日数 × 円 = 円
備 考		備 考	

改正後						改正前					
第3号様式（第7条関係）						第3号様式（第7条関係）					
二宮町ふたみ記念館使用取消・変更申請書 年 月 日 二宮町教育委員会 殿 次のとおり取消・変更申請します。						二宮町ふたみ記念館使用取消・変更申請書 年 月 日 二宮町教育委員会 殿 次のとおり取消・変更申請します。					
申請者	住 所					申請者	住 所				
	団 体 名						団 体 名				
	氏 名						氏 名				
	電 話 番 号						電 話 番 号				
	使用責任者	住 所					使用責任者	住 所			
		氏 名						氏 名			
		電話番号						電話番号			
使 用 日 時		年 月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで			使用日数	平成 年 —月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで		使用日数	日		
変 更 区 分		☐ 取 消 ☐ 変 更				変 更 区 分		☐ 取 消 ☐ 変 更			
取消・変更理由						取消・変更理由					
取消・変更事項		変更前				取消・変更事項		変更前			
		変更後						変更後			
上記の申請について二宮町ふたみ記念館使用取消・変更許可書のとおり許可してよろしいか伺います。						上記の申請について二宮町ふたみ記念館使用取消・変更許可書のとおり許可してよろしいか伺います。					
決 裁						決 裁					
備考 太枠の中は、記入しないでください。						備考 太枠の中は、記入しないでください。					
第4号様式（第7条関係）						第4号様式（第7条関係）					

改正後				改正前																																																					
年 月 日 様 二宮町教育委員会  二宮町ふたみ記念館使用取消・変更許可書 次のとおり取消・変更許可します。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">使 用 日 時</td> <td>年</td> <td>使用日数</td> </tr> <tr> <td>月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで</td> <td>日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>変 更 区 分</td> <td colspan="2">☐ 取 消 ☐ 変 更</td> </tr> <tr> <td>取消・変更理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取消・変更事項</td> <td>変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">使 用 料</td> <td>変更前の施設等使用料金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変更後の施設等使用料金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>差 引 額</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>許可条件</td> <td></td> </tr> </table>				使 用 日 時	年	使用日数	月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	日	変 更 区 分	☐ 取 消 ☐ 変 更		取消・変更理由			取消・変更事項	変更前		変更後		使 用 料	変更前の施設等使用料金額	円	変更後の施設等使用料金額	円	差 引 額	円	許可条件		年 月 日 様 二宮町教育委員会  二宮町ふたみ記念館使用取消・変更許可書 次のとおり取消・変更許可します。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">使 用 日 時</td> <td>平成 年</td> <td>使用日数</td> </tr> <tr> <td>月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで</td> <td>日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>変 更 区 分</td> <td colspan="2">☐ 取 消 ☐ 変 更</td> </tr> <tr> <td>取消・変更理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取消・変更事項</td> <td>変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">使 用 料</td> <td>変更前の施設等使用料金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変更後の施設等使用料金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>差 引 額</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>許可条件</td> <td></td> </tr> </table>				使 用 日 時	平成 年	使用日数	月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	日	変 更 区 分	☐ 取 消 ☐ 変 更		取消・変更理由			取消・変更事項	変更前		変更後		使 用 料	変更前の施設等使用料金額	円	変更後の施設等使用料金額	円	差 引 額	円	許可条件	
使 用 日 時	年	使用日数																																																							
	月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	日																																																							
変 更 区 分	☐ 取 消 ☐ 変 更																																																								
取消・変更理由																																																									
取消・変更事項	変更前																																																								
	変更後																																																								
使 用 料	変更前の施設等使用料金額	円																																																							
	変更後の施設等使用料金額	円																																																							
	差 引 額	円																																																							
許可条件																																																									
使 用 日 時	平成 年	使用日数																																																							
	月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	日																																																							
変 更 区 分	☐ 取 消 ☐ 変 更																																																								
取消・変更理由																																																									
取消・変更事項	変更前																																																								
	変更後																																																								
使 用 料	変更前の施設等使用料金額	円																																																							
	変更後の施設等使用料金額	円																																																							
	差 引 額	円																																																							
許可条件																																																									

第5号様式（第8条関係）

第5号様式（第8条関係）

改正後				改正前			
年 月 日 様 二宮町教育委員会 印				年 月 日 様 二宮町教育委員会 印			
二宮町ふたみ記念館使用許可取消・中止決定通知書				二宮町ふたみ記念館使用許可取消・中止決定通知書			
次のとおり使用許可について（取消・中止）決定したので通知します。 なお、この決定に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に二宮町教育委員会に対して異議申立することができます。				次のとおり使用許可について（取消・中止）決定したので通知します。 なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に二宮町教育委員会に対して審査請求をすることができます。			
許可を受けた 使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	使用日数		許可を受けた 使用日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで	使用日数	
決定区分	☐ 取消 ☐ 中止			決定区分	☐ 取消 ☐ 中止		
決定理由				決定理由			
根拠条文	二宮町ふたみ記念館条例第9条第 号の規定による			根拠条文	二宮町ふたみ記念館条例第9条第 号の規定による		
決定事項	決定前			決定事項	決定前		
	決定後				決定後		
使用料	変更前の施設等使用料金額		円	使用料	変更前の施設等使用料金額		円
	変更後の施設等使用料金額		円		変更後の施設等使用料金額		円
	差 引 額		円		差 引 額		円
第6号様式（第9条関係）				第6号様式（第9条関係）			

改正後										改正前													
二宮町ふたみ記念館観覧料・使用料減免申請書																							
										年 月 日													
二宮町教育委員会 殿										二宮町教育委員会 殿													
次のとおり減額・免除を申請します。										次のとおり減額・免除を申請します。													
申請者	住 所										申請者	住 所											
	団 体 名											団 体 名											
	氏 名											氏 名											
	電 話 番 号											電 話 番 号											
	使用責任者		住 所						使用責任者			住 所											
			氏 名									氏 名											
		電 話 番 号								電 話 番 号													
減免申請の理由		☐ 条例施行規則第9条第1項第 号に該当するため観覧料・使用料の免除を申請します。 ☐ 条例施行規則第9条第1項第 号に該当するため観覧料・使用料の減免を申請します。																					
観覧・使用日時		年 月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで								日 数		観覧・使用日時		平成 年 月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで								日 数	
☐ 観覧料		人 円								☐ 施設使用料		人 円											
備 考																							
上記の申請について二宮町ふたみ記念館観覧料・使用料減免許可書のとおり許可してよろしいか伺います。																							
決 裁																							
備考 太枠の中は、記入しないでください。																							
第7号様式（第9条関係）																							

改正後				改正前			
年 月 日				年 月 日			
様 二宮町教育委員会 印				様 二宮町教育委員会 印			
二宮町ふたみ記念館観覧料・使用料減免許可書				二宮町ふたみ記念館観覧料・使用料減免許可書			
次のとおり許可します。				次のとおり許可します。			
減免許可の理由	☐ 条例施行規則第9条第1項第 号に該当するため観覧料・使用料を免除する。 ☐ 条例施行規則第9条第1項第 号に該当するため観覧料・使用料を（ %）減免する。			減免許可の理由	☐ 条例施行規則第9条第 項第 号に該当するため観覧料・使用料を免除する。 ☐ 条例施行規則第9条第 項第 号に該当するため観覧料・使用料を（ %）減免する。		
観覧・使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 日 数 月 日 午前・午後 時 分まで 日			観覧・使用日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分から 日 数 月 日 午前・午後 時 分まで 日		
☐ 観覧料 人 円	☐ 施設使用料 円			☐ 観覧料 人 円	☐ 施設使用料 円		
減免後の金額	減 免 割 合	%		減免後の金額	減 免 割 合	%	
	施設使用料金額	円－（ 円× %）＝ 円			施設使用料金額	円－（ 円× %）＝ 円	
	合 計 金 額	円			合 計 金 額	円	
1 この許可書は、入館の際に係員に提示してください。 2 この許可書は、在館中携帯してください。 3 規則の遵守、係員の指示の徹底にご協力ください。				1 この許可書は、入館の際に係員に提示してください。 2 この許可書は、在館中携帯してください。 3 規則の遵守、係員の指示の徹底にご協力ください。			

議案第 32 号

二宮町武道館条例施行規則の一部を改正する規則について

令和 5 年 3 月 22 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

使用料の減免について、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を対象に加えるにあたり、本規則に必要な改正をするために提案する。

二宮町武道館条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町武道館条例施行規則（昭和54年二宮町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

（2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が体育目的のために使用するとき。

（3） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき。

第6条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「次のとおりとする」を「次のとおりとし、使用料の2分の1の額を減額するものとする」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき。

（2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。

（3） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。

（4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。

（5） 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

二宮町武道館使用申請書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 様

申請者 住所
団体名
氏名
電 話

次のとおり二宮町武道館の使用を申し込みます。

付属用紙有 ☐

使 用 目 的				
使 用 日		年 月 日 (曜日)		
使 用 人 数		人 (町 内 人 町 外 人)		
施設名 区分		使 用 時 間	付 属 設 備	使 用 料
	☐ 全館	時～ 時		円
	☐ 剣道場	時～ 時		円
	☐ 柔道場	時～ 時		円
使 用 料 計			円	
備考				

上記二宮町武道館の使用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。

使用料	合計施設使用料	円	申請理由	☐ 条例施行規則第6条第1項第 号に該当するため免除を申請 ☐ 条例施行規則第6条第2項第 号に該当するため減額を申請
	減 免 額	円		
	減免後使用料	円		

(注) 1 ☐ の欄は該当するものにレ印を記入して下さい。

(付属)

二宮町武道館使用申請書

(付属用紙)

申請者 団体名
氏 名

使用日	曜日	使用時間	使用目的	減免額	使用料
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
合 計				円	円
減 免 後 使 用 料					円

第2号様式（第4条関係）

二宮町武道館使用承認書

年 月 日

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

付属用紙有 ☐

使 用 目 的				
使 用 日		年 月 日（ 曜 日）		
使 用 人 数		人（町内 人 町外 人）		
施設名 区分		使 用 時 間	付 属 設 備	使 用 料
	☐ 全館	時～ 時		円
	☐ 剣道場	時～ 時		円
	☐ 柔道場	時～ 時		円
使 用 料 計			円	
備考				

使用料	合計施設使用料	円
	減 免 額	円
	減免後使用料	円

以上のとおり二宮町武道館の使用を承認いたします。

二宮町教育委員会教育長

㊞

第3号様式（第8条関係）

二宮町武道館使用料還付申請書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

次のとおり二宮町武道館使用料の還付を申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
還 付 理 由	
使 用 料 納 入 日	年 月 日納入
還 付 申 請 額	円

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の二宮町武道館条例施行規則の規定により承認された使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

二宮町武道館条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
(使用料の減免) 第6条 条例第8条の規定に基づく使用料の免除をすることができる場合は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が体育目的のために使用するとき。</u> (3) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき。</u> (4) (略) 2 条例第8条の規定に基づく使用料の減額をすることができる場合は、<u>次のとおりとし、使用料の2分の1の額を減額するものとする。</u> (1) <u>本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が使用するとき。</u> (2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。</u> (3) <u>療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。</u> (4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に使用するとき。</u> (5) <u>前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要であると認めるとき。</u>	(使用料の減免) 第6条 条例第8条の規定に基づく使用料の免除をすることができる場合は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>町が共催して体育行事を行うために使用するとき。</u> (3) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づき町内の社会福祉事業を営む者が当該事業の一環として使用するとき。</u> (4) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する、町内の町立学校、幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が体育目的のために使用するとき。</u> (5) (略) 2 条例第8条の規定に基づく使用料の減額をすることができる場合は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>教育委員会が特に必要であると認めるとき。</u>

改正後	改正前																																																																																						
第1号様式（第3条関係） 二宮町武道館使用申請書 年 月 日 二宮町教育委員会教育長 様 申請者 住所 団体名 氏名 電 話 次のとおり二宮町武道館の<u>使用</u>を申し込みます。 付属用紙有 ☐ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使 用 目 的</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使 用 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日（ 曜日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使 用 人 数</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">人（町内 人 町外 人）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設名</td> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">使 用 時 間</td> <td style="text-align: center;">付 属 設 備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">武 道 館</td> <td>☐ 全館</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>☐ 剣道場</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>☐ 柔道場</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使 用 料 計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px; vertical-align: top;">備考</td> </tr> </table> 上記二宮町武道館の<u>使用</u>にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">使 用 料</td> <td style="text-align: center;">合計施設使用料</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">申 請 理 由</td> <td rowspan="3"> ☐ 条例施行規則第6条第1項第 号に該当するため免除を申請 ☐ 条例施行規則第6条第2項第 号に該当するため減額を申請 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減 免 額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減免後使用料</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> (注) 1 ☐ の欄は該当するものにレ印を記入して下さい。	使 用 目 的				使 用 日		年 月 日（ 曜日）		使 用 人 数		人（町内 人 町外 人）		施設名	区 分	使 用 時 間	付 属 設 備	武 道 館	☐ 全館	時～ 時	円	☐ 剣道場	時～ 時	円	☐ 柔道場	時～ 時	円	使 用 料 計		円		備考				使 用 料	合計施設使用料	円	申 請 理 由	☐ 条例施行規則第6条第1項第 号に該当するため免除を申請 ☐ 条例施行規則第6条第2項第 号に該当するため減額を申請	減 免 額	円	減免後使用料	円	第1号様式（第3条関係） 二宮町武道館使用申請書 年 月 日 二宮町教育委員会教育長 殿 申請者 住所 団体名 氏名 電 話 次のとおり二宮町武道館の<u>利用</u>を申し込みます。 付属用紙有 ☐ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">利 用 目 的</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">利 用 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日（ 曜日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">利 用 人 数</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">人（町内 人 町外 人）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設名</td> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">使 用 時 間</td> <td style="text-align: center;">付 属 設 備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">武 道 館</td> <td>☐ 全館</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>☐ 剣道場</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>☐ 柔道場</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使 用 料 計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px; vertical-align: top;">備考</td> </tr> </table> 上記二宮町武道館の<u>利用</u>にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">使 用 料</td> <td style="text-align: center;">合計施設使用料</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">申 請 理 由</td> <td rowspan="3"> ☐ 条例施行規則第6条第1項第 号に該当するため免除を申請 ☐ 条例施行規則第6条第2項第1号に該当するため減額を申請 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減 免 額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減免後使用料</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> (注) 1 ☐ の欄は該当するものにレ印を記入して下さい。	利 用 目 的				利 用 日		年 月 日（ 曜日）		利 用 人 数		人（町内 人 町外 人）		施設名	区 分	使 用 時 間	付 属 設 備	武 道 館	☐ 全館	時～ 時	円	☐ 剣道場	時～ 時	円	☐ 柔道場	時～ 時	円	使 用 料 計		円		備考				使 用 料	合計施設使用料	円	申 請 理 由	☐ 条例施行規則第6条第1項第 号に該当するため免除を申請 ☐ 条例施行規則第6条第2項第1号に該当するため減額を申請	減 免 額	円	減免後使用料	円
使 用 目 的																																																																																							
使 用 日		年 月 日（ 曜日）																																																																																					
使 用 人 数		人（町内 人 町外 人）																																																																																					
施設名	区 分	使 用 時 間	付 属 設 備																																																																																				
武 道 館	☐ 全館	時～ 時	円																																																																																				
	☐ 剣道場	時～ 時	円																																																																																				
	☐ 柔道場	時～ 時	円																																																																																				
使 用 料 計		円																																																																																					
備考																																																																																							
使 用 料	合計施設使用料	円	申 請 理 由	☐ 条例施行規則第6条第1項第 号に該当するため免除を申請 ☐ 条例施行規則第6条第2項第 号に該当するため減額を申請																																																																																			
	減 免 額	円																																																																																					
	減免後使用料	円																																																																																					
利 用 目 的																																																																																							
利 用 日		年 月 日（ 曜日）																																																																																					
利 用 人 数		人（町内 人 町外 人）																																																																																					
施設名	区 分	使 用 時 間	付 属 設 備																																																																																				
武 道 館	☐ 全館	時～ 時	円																																																																																				
	☐ 剣道場	時～ 時	円																																																																																				
	☐ 柔道場	時～ 時	円																																																																																				
使 用 料 計		円																																																																																					
備考																																																																																							
使 用 料	合計施設使用料	円	申 請 理 由	☐ 条例施行規則第6条第1項第 号に該当するため免除を申請 ☐ 条例施行規則第6条第2項第1号に該当するため減額を申請																																																																																			
	減 免 額	円																																																																																					
	減免後使用料	円																																																																																					

改正後						改正前					
(付属)						(付属)					
二宮町武道館使用申請書 (付属用紙) 申請者 団体名 氏 名						二宮町武道館使用申請書 (付属用紙) 申請者 団体名 氏 名					
使用日	曜日	使用時間	使用目的	減免額	使用料						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
合 計				円	円						
減 免 後 使 用 料					円						
利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
日		時～ 時		円	円						
合 計				円	円						
減 免 後 使 用 料					円						

改正後	改正前																																																																																				
第2号様式（第4条関係） 二宮町武道館使用承認書 年 月 日 申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話 付属用紙有 ☐ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">使 用 目 的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使 用 日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日（ 曜日）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使 用 人 数</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">人（町内 人 町外 人）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設名 区 分</td> <td style="text-align: center;">使 用 時 間</td> <td style="text-align: center;">付 属 設 備</td> <td style="text-align: center;">使 用 料</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">武 道 館</td> <td>☐ 全館</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>☐ 剣道場</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>☐ 柔道場</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使 用 料 計</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px; vertical-align: top;">備考</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">使 用 料</td> <td style="width: 15%;">合計施設使用料</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> <td rowspan="3" style="width: 10%; vertical-align: top;"> 以上のとおり二宮町武道館の<u>使用</u>を承認いたします。 二宮町教育委員会教育長 ㊞ </td> </tr> <tr> <td>減 免 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>減免後使用料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	使 用 目 的				使 用 日	年 月 日（ 曜日）			使 用 人 数	人（町内 人 町外 人）			施設名 区 分	使 用 時 間	付 属 設 備	使 用 料	武 道 館	☐ 全館	時～ 時	円	☐ 剣道場	時～ 時	円	☐ 柔道場	時～ 時	円	使 用 料 計		円		備考				使 用 料	合計施設使用料	円	以上のとおり二宮町武道館の <u>使用</u> を承認いたします。 二宮町教育委員会教育長 ㊞	減 免 額	円	減免後使用料	円	第2号様式（第4条関係） 二宮町武道館使用承認書 年 月 日 申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話 付属用紙有 ☐ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">利 用 目 的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利 用 日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日（ 曜日）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利 用 人 数</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">人（町内 人 町外 人）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設名 区 分</td> <td style="text-align: center;">使 用 時 間</td> <td style="text-align: center;">付 属 設 備</td> <td style="text-align: center;">使 用 料</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">武 道 館</td> <td>☐ 全館</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>☐ 剣道場</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>☐ 柔道場</td> <td style="text-align: center;">時～ 時</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使 用 料 計</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px; vertical-align: top;">備考</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">使 用 料</td> <td style="width: 15%;">合計施設使用料</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> <td rowspan="3" style="width: 10%; vertical-align: top;"> 以上のとおり二宮町武道館の<u>利用</u>を承認いたします。 二宮町教育委員会教育長 ㊞ </td> </tr> <tr> <td>減 免 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>減免後使用料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	利 用 目 的				利 用 日	年 月 日（ 曜日）			利 用 人 数	人（町内 人 町外 人）			施設名 区 分	使 用 時 間	付 属 設 備	使 用 料	武 道 館	☐ 全館	時～ 時	円	☐ 剣道場	時～ 時	円	☐ 柔道場	時～ 時	円	使 用 料 計		円		備考				使 用 料	合計施設使用料	円	以上のとおり二宮町武道館の <u>利用</u> を承認いたします。 二宮町教育委員会教育長 ㊞	減 免 額	円	減免後使用料	円
使 用 目 的																																																																																					
使 用 日	年 月 日（ 曜日）																																																																																				
使 用 人 数	人（町内 人 町外 人）																																																																																				
施設名 区 分	使 用 時 間	付 属 設 備	使 用 料																																																																																		
武 道 館	☐ 全館	時～ 時	円																																																																																		
	☐ 剣道場	時～ 時	円																																																																																		
	☐ 柔道場	時～ 時	円																																																																																		
使 用 料 計		円																																																																																			
備考																																																																																					
使 用 料	合計施設使用料	円	以上のとおり二宮町武道館の <u>使用</u> を承認いたします。 二宮町教育委員会教育長 ㊞																																																																																		
	減 免 額	円																																																																																			
	減免後使用料	円																																																																																			
利 用 目 的																																																																																					
利 用 日	年 月 日（ 曜日）																																																																																				
利 用 人 数	人（町内 人 町外 人）																																																																																				
施設名 区 分	使 用 時 間	付 属 設 備	使 用 料																																																																																		
武 道 館	☐ 全館	時～ 時	円																																																																																		
	☐ 剣道場	時～ 時	円																																																																																		
	☐ 柔道場	時～ 時	円																																																																																		
使 用 料 計		円																																																																																			
備考																																																																																					
使 用 料	合計施設使用料	円	以上のとおり二宮町武道館の <u>利用</u> を承認いたします。 二宮町教育委員会教育長 ㊞																																																																																		
	減 免 額	円																																																																																			
	減免後使用料	円																																																																																			

改正後	改正前																				
第3号様式（第8条関係） 二宮町武道館使用料還付申請書 年 月 日 二宮町教育委員会教育長 様 申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話 次のとおり二宮町武道館使用料の還付を申請します。 <table border="1"> <tr> <td>使 用 目 的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 日 時</td> <td>年 月 日 時 分から 時 分まで</td> </tr> <tr> <td>還 付 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 料 納 入 日</td> <td>年 月 日納入</td> </tr> <tr> <td>還 付 申 請 額</td> <td>円</td> </tr> </table>	使 用 目 的		使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	還 付 理 由		使 用 料 納 入 日	年 月 日納入	還 付 申 請 額	円	第3号様式（第8条関係） 二宮町武道館使用料還付申請書 年 月 日 二宮町教育委員会教育長 殿 申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話 次のとおり二宮町武道館使用料の還付を申請します。 <table border="1"> <tr> <td>利 用 目 的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 用 日 時</td> <td>年 月 日 時 分から 時 分まで</td> </tr> <tr> <td>還 付 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 料 納 入 日</td> <td>年 月 日納入</td> </tr> <tr> <td>還 付 申 請 額</td> <td>円</td> </tr> </table>	利 用 目 的		利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	還 付 理 由		使 用 料 納 入 日	年 月 日納入	還 付 申 請 額	円
使 用 目 的																					
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで																				
還 付 理 由																					
使 用 料 納 入 日	年 月 日納入																				
還 付 申 請 額	円																				
利 用 目 的																					
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで																				
還 付 理 由																					
使 用 料 納 入 日	年 月 日納入																				
還 付 申 請 額	円																				

議案第 33 号

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和 5 年 3 月 22 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

使用料の減免について、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を対象に加えるにあたり、本規則に必要な改正をするために提案する。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（昭和60年二宮町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（利用団体登録）

第3条 条例第3条第2項の規定により利用団体登録を受ける場合には、二宮町体育施設利用団体登録申請書（第1号様式）を二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査して適当と認めるものには、二宮町体育施設利用団体登録承認書（第2号様式）を当該申請者に通知するものとする。

第7条第1項第1号中「運動場」の次に「、二宮町立体育館、二宮町民温水プール及び町営山西プール」を加え、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第10条第1項各号を次のように改める。

（1） 町が直接利用するとき。

（2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が体育目的のために利用するとき。

（3） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために利用するとき。

（4） 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

第10条第2項中「次のとおりとする」を「次のとおりとし、使用料の2分の1の額を減額するものとする」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が利用するとき。

（2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に利用するとき。

（3） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に利用するとき。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者又はこれらの者が所属する団体が本来の目的に利用するとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

第12条第2項中「、年間パスポート購入者、かつ」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 利用の承認を受けた者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。

第12条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第3項を削る。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

二宮町体育施設利用団体登録申請書

年 月 日

二宮町教育委員会 様

下記のとおり、体育施設を利用したいので団体登録申請いたします。また登録にあたっては、下記注意事項に従うことに同意します。 ※太枠線内を記入

フリガナ					
団体名					
代表者	住所				
	氏名				
	電話 (日中連絡が可能な番号)				
メールアドレス用フリガナ					
予約システム登録用メールアドレス					
団体構成 人数	人	人数内訳 (市町村)	二宮町 人 伊勢原市 人 小田原市 人	平塚市 人 大磯町 人 その他 人	秦野市 人 中井町 人
登録区分	町内団体・・・団体構成員の10人以上が二宮町民である団体 協定団体・・・団体構成員の10人以上が二宮町民・協定自治体住民である団体 町外団体・・・上記に該当しない団体				
登録施設	体育館 ・ 運動場				
主な年齢層	幼児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ 一般				
主な種目	※硬式野球を行う場合は、使用方法を確認の上、申請手続きをしてください。				

[注意事項]

1. 団体の登録には10人以上の構成員が必要です。

団体名簿（提出用）

番号	氏名	年齢	住所	電話番号	役職等
1		歳			代表者
2		歳			
3		歳			
4		歳			
5		歳			
6		歳			
7		歳			
8		歳			
9		歳			
10		歳			
11		歳			
12		歳			
13		歳			
14		歳			
15		歳			
16		歳			
17		歳			
18		歳			
19		歳			
20		歳			

〔注意事項〕

1. 団体名簿は、上記の内容が記載されていれば、任意の様式でも可能です。
2. 団体名簿は、申請日時点における内容を記載してください。
3. 住所は、登録区分を決定するために必要となりますので、番地等まで記載してください。
住所が不明瞭な方については、町外在住者として取り扱います。
(記載例) 中郡二宮町二宮 3,000 番地の 5 号 テラスにのみや 101 号

第2号様式（第3条関係）

二宮町体育施設利用団体登録承認書

年 月 日

二宮町体育施設利用団体登録が完了しましたので通知いたします。

フリガナ										
団体名										
代表者	住所									
	氏名									
	電話 (日中連絡が可能な番号)									
予約システム登録用メールアドレス										
団体構成人数	人	人数内訳 (市町村)	二宮町 人	平塚市 人	秦野市 人	伊勢原市 人	大磯町 人	中井町 人	小田原市 人	その他 人
登録区分										
登録施設	☐ 体育館 ☐ 運動場									
主な年齢層	☐ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 高校生 ☐ 大学生 ☐ 一般									
主な種目										

[注意事項]

1. 登録した施設、人数等を守って利用してください。登録内容に変更が生じた場合は、生涯学習課までご連絡ください。
2. 施設管理人の指示に従い利用してください。
3. 教育委員会からの連絡については、緊急時を除き、上記の登録用メールアドレスに連絡させていただきます。
4. 施設の遵守事項を守って利用してください。

第3号様式（第6条関係）

二宮町体育施設利用申請書

年 月 日

二宮町教育委員会 様

申請者 住所
団体名
氏名
電話

次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。

付属用紙有□

利用目的					
利用日					
利用人数					
施設名		区分	使用時間	付属設備	使用料
テニスコート	☐ ラディアン (ダブルス・シングルス)		時～ 時		円
	☐ 緑が丘 (A・B・C)				
体育館	☐ 体育室 (A・B)		時～ 時		円
	☐ 多目的室		時～ 時		円
	☐ 会議室		時～ 時		円
運動場	☐ グラウンド		時～ 時		円
	☐ 照明施設		時～ 時	☐ 全部点灯	円
				☐ 7割点灯	円
		☐ 6割点灯		円	
プール	☐ 山西プール (1コース・全コース)		時～ 時		円
	☐ 温水プール (1コース・全コース・ 幼児用・多目的ルーム)				
使用料計				円	
備考					

上記二宮町体育施設の利用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。

使用料	合計施設使用料	円	申請理由	☐ 条例施行規則第 10 条第 1 項第 号に該当するため免除を申請 ☐ 条例施行規則第 10 条第 2 項第 号に該当するため減額を申請
	減免額	円		
	減免後使用料	円		

(注) 1 □の欄は該当するものにレ印を記入してください。

(付属)

二宮町体育施設利用申請書
(付属用紙)

申請者 団体名
氏名

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
合計				円	円
減免後使用料					円

第4号様式（第7条関係）

二宮町体育施設利用承認書

年 月 日

住所

団体名

氏名

様

利用目的					
利用日					
利用人数					
施設名		区分	使用時間	付属設備	使用料
テニスコート	☐ ラディアン (ダブルス・シングルス)		時～ 時		円
	☐ 緑が丘 (A・B・C)				
体育館	☐ 体育室 (A・B)		時～ 時		円
	☐ 多目的室		時～ 時		円
	☐ 会議室		時～ 時		円
運動場	☐ グラウンド		時～ 時		円
	☐ 照明施設		時～ 時	☐ 全部点灯	円
				☐ 7割点灯	円
	☐ 6割点灯		円		
プール	☐ 山西プール (1コース・全コース)		時～ 時		円
	☐ 温水プール (1コース・全コース・ 幼児用・多目的ルーム)				
使用料計				円	
備考					

使用料	合計施設使用料	円
	減免額	円
	減免後使用料	円

以上のとおり二宮町体育施設の利用を承認いたします。

二宮町教育委員会教育長 印

(付属)

二宮町体育施設利用承認書
(付属用紙)

団体名

氏名

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
合計				円	円
減免後使用料					円

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第12条関係）

二宮町体育施設使用料還付申請書

年 月 日

二宮町教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり二宮町体育施設使用料の還付を申請します。

利 用 日	
利 用 時 間	
利 用 施 設	
還 付 理 由	
還 付 申 請 額	

第8号様式及び第9号様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により承認された利用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後の、改正前の規則第7条第1項第2号ただし書及び第12条の規定による二宮町立体育館及び二宮町民温水プールの年間パスポートの取扱いについては、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 この規則による改正後の二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条に規定する利用登録団体に係る申請その他の改正後の規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<u>(利用団体登録)</u> 第3条 条例第3条第2項の規定により利用団体登録を受ける場合には、二宮町体育施設利用団体登録申請書（第1号様式）を二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査して適当と認めるものには、二宮町体育施設利用団体登録承認書（第2号様式）を当該申請者に通知するものとする。 （一般利用の申請及び承認） 第7条 体育施設を一般利用しようとするものは、利用しようとする際に次の各号の定めに応じた手続を行わなければならない。 （1） 二宮町民運動場、二宮町立体育館、二宮町民温水プール及び町営山西プール 条例第6条第3項の規定による入場券（第5号様式。以下「入場券」という。）を購入し、受付に提出する。 （2） （略） 2・3 （略） （使用料を減免する場合） 第10条 条例第7条の規定に基づく使用料の免除をすることができる場合は、次のとおりとする。 （1） 町が直接利用するとき。 （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する町内の児童福祉施設が体育目的のため	<u>(利用団体登録)</u> 第3条 二宮町立体育館及び二宮町民運動場の専用利用をしようとするものは、あらかじめ二宮町体育施設利用団体登録申請書（第1号様式）を二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、利用団体登録を受けなければならない。 2 利用団体登録を申請しようとする団体のうち、団体構成員の過半数又は10名以上が二宮町民である団体を町内団体とし、町内団体に該当しない団体を町外団体とする。 3 教育委員会は、第1項の申請書が提出されたときは、内容を審査して適当と認めるものには、二宮町体育施設利用団体登録承認書（第2号様式）を当該申請者に通知するものとする。 （一般利用の申請及び承認） 第7条 体育施設を一般利用しようとするものは、利用しようとする際に次の各号の定めに応じた手続を行わなければならない。 （1） 二宮町民運動場 条例第6条第3項の規定による入場券（第5号様式。以下「入場券」という。）を購入し、受付に提出する。 （2） 二宮町立体育館及び二宮町民温水プール 入場券を購入し、受付に提出する。 ただし、条例別表第3の2及び別表第3の4中年間パスポート（第7号様式及び第8号様式。以下「年間パスポート」という。）を購入したものは、受付に提示することで申請したものとみなす。 （3） 町営山西プール 入場券を購入し、受付に提出する。 （4） （略） 2・3 （略） （使用料を減免する場合） 第10条 条例第7条の規定に基づく使用料の免除をすることができる場合は、次のとおりとする。 （1） 条例第7条第1号から第3号に該当するとき。 （2） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づき町内で社会福祉事業を営む者が当該事業の一環として利用するとき。

改正後	改正前
めに利用するとき。 (3) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために利用するとき。</u> (4) <u>前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要であると認めるとき。</u> 2 条例第7条の規定に基づく使用料の減額をすることができる場合は、<u>次のとおりとし、使用料の2分の1の額を減額するものとする。</u> (1) <u>本町の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が利用するとき。</u> (2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に利用するとき。</u> (3) <u>療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に利用するとき。</u> (4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者又はそれらの者が所属する団体が本来の目的に利用するとき。</u> (5) <u>前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要であると認めるとき。</u> (使用料の還付) 第12条 （略） 2 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1) <u>利用の承認を受けた者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。</u> (2) （略）	(3) <u>前各号に掲げる場合のほか教育委員会が特に必要であると認めるとき。</u> 2 条例第7条の規定に基づく使用料の減額をすることができる場合は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が利用するとき。</u> (2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又は都道府県知事等から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が利用するとき。</u> (3) <u>前号に掲げる場合のほか教育委員会が特に必要であると認めるとき。</u> (使用料の還付) 第12条 （略） 2 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付することができる場合は、<u>年間パスポート購入者、かつ、次の各号のいずれかに該当するときとする。</u> (1) <u>災害等により、1月以上継続して利用できないとき。</u> (2) <u>施設閉鎖等使用者の責に帰することのできない理由により、1月以上継続して利用できないとき。</u> (3) （略） 3 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる金額は、<u>条例第6条第1項に規定する金額を12で除した金額に、使用に供することができなかった月数を乗じて得た金額とする。ただし、1月に満たない日数は、切り捨てるものとする。</u>

改正後	改正前																																																																																																																																																																																		
第1号様式（第3条関係） 二宮町体育施設利用団体登録申請書 二宮町教育委員会 様 年 月 日 下記のとおりに、体育施設を利用したいので団体登録申請いたします。また登録にあたっては、下記注意事項に従うことに同意します。 ※太枠線内を記入 <table><tr><td>フリガナ</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>団体名</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td rowspan="3">代表者</td><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>電話 (日中連絡が可能な番号)</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>メールアドレス用フリガナ</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>予約システム登録用メールアドレス</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>団体構成人数</td><td>人</td><td>人数内訳 (市町村)</td><td>二宮町 人 伊勢原市 人 小田原市 人</td><td>平塚市 人 大磯町 人 その他 人</td><td>秦野市 人 中井町 人</td></tr><tr><td rowspan="3">登録区分</td><td colspan="5">町内団体・・・団体構成員の10人以上が二宮町民である団体</td></tr><tr><td colspan="5">協定団体・・・団体構成員の10人以上が二宮町民・協定自治体住民である団体</td></tr><tr><td colspan="5">町外団体・・・上記に該当しない団体</td></tr><tr><td>登録施設</td><td colspan="5">体育館 ・ 運動場</td></tr><tr><td>主な年齢層</td><td colspan="5">幼児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ 一般</td></tr><tr><td>主な種目</td><td colspan="5">※硬式野球を行う場合は、使用方法を確認の上、申請手続きをしてください。</td></tr></table> 「注意事項」 1. 団体の登録には10人以上の構成員が必要です。	フリガナ						団体名						代表者	住所					氏名					電話 (日中連絡が可能な番号)					メールアドレス用フリガナ						予約システム登録用メールアドレス						団体構成人数	人	人数内訳 (市町村)	二宮町 人 伊勢原市 人 小田原市 人	平塚市 人 大磯町 人 その他 人	秦野市 人 中井町 人	登録区分	町内団体・・・団体構成員の10人以上が二宮町民である団体					協定団体・・・団体構成員の10人以上が二宮町民・協定自治体住民である団体					町外団体・・・上記に該当しない団体					登録施設	体育館 ・ 運動場					主な年齢層	幼児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ 一般					主な種目	※硬式野球を行う場合は、使用方法を確認の上、申請手続きをしてください。					第1号様式（第3条関係） 二宮町体育施設利用団体登録申請書 年 月 日 二宮町教育委員会 殿 下記のとおりに、体育施設を利用したいので登録申請いたします。 ※太枠線内を記入 <table><tr><td>ふりがな</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>団体名</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td rowspan="3">代表者</td><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>電話</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>予約システム登録用メールアドレス</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>構成人数</td><td>名</td><td>人数内訳 (市町村)</td><td>二宮町 名 大磯町 名</td><td>平塚市 名 中井町 名</td><td>秦野市 名 その他 名</td></tr><tr><td>登録区分</td><td colspan="5">(町内団体 ・ 町外団体) 町内団体・・・団体構成員の過半数又は10人以上が二宮町民 町外団体・・・上記に該当しない団体</td></tr><tr><td>登録施設</td><td colspan="5">・体育館 ・運動場</td></tr><tr><td>年齢層</td><td colspan="5">・幼児 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・一般</td></tr><tr><td>主な種目</td><td colspan="5">★硬式野球を行う場合は、使用方法を確認の上、申請手続きをして下さい。</td></tr><tr><td>登録完了通知</td><td colspan="5">○手渡し (ラディアン・体育館・運動場) ○郵送</td></tr></table> この申請に基づき、決定してほしいか。 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>起 案</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>決 裁</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>入 力</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>ユーザーID</td><td colspan="4"></td><td>通 知</td><td>年 月 日</td></tr></table>	ふりがな						団体名						代表者	氏名					住所					電話					予約システム登録用メールアドレス						構成人数	名	人数内訳 (市町村)	二宮町 名 大磯町 名	平塚市 名 中井町 名	秦野市 名 その他 名	登録区分	(町内団体 ・ 町外団体) 町内団体・・・団体構成員の過半数又は10人以上が二宮町民 町外団体・・・上記に該当しない団体					登録施設	・体育館 ・運動場					年齢層	・幼児 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・一般					主な種目	★硬式野球を行う場合は、使用方法を確認の上、申請手続きをして下さい。					登録完了通知	○手渡し (ラディアン・体育館・運動場) ○郵送										起 案	年 月 日						決 裁	年 月 日						入 力	年 月 日	ユーザーID					通 知	年 月 日
フリガナ																																																																																																																																																																																			
団体名																																																																																																																																																																																			
代表者	住所																																																																																																																																																																																		
	氏名																																																																																																																																																																																		
	電話 (日中連絡が可能な番号)																																																																																																																																																																																		
メールアドレス用フリガナ																																																																																																																																																																																			
予約システム登録用メールアドレス																																																																																																																																																																																			
団体構成人数	人	人数内訳 (市町村)	二宮町 人 伊勢原市 人 小田原市 人	平塚市 人 大磯町 人 その他 人	秦野市 人 中井町 人																																																																																																																																																																														
登録区分	町内団体・・・団体構成員の10人以上が二宮町民である団体																																																																																																																																																																																		
	協定団体・・・団体構成員の10人以上が二宮町民・協定自治体住民である団体																																																																																																																																																																																		
	町外団体・・・上記に該当しない団体																																																																																																																																																																																		
登録施設	体育館 ・ 運動場																																																																																																																																																																																		
主な年齢層	幼児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ 一般																																																																																																																																																																																		
主な種目	※硬式野球を行う場合は、使用方法を確認の上、申請手続きをしてください。																																																																																																																																																																																		
ふりがな																																																																																																																																																																																			
団体名																																																																																																																																																																																			
代表者	氏名																																																																																																																																																																																		
	住所																																																																																																																																																																																		
	電話																																																																																																																																																																																		
予約システム登録用メールアドレス																																																																																																																																																																																			
構成人数	名	人数内訳 (市町村)	二宮町 名 大磯町 名	平塚市 名 中井町 名	秦野市 名 その他 名																																																																																																																																																																														
登録区分	(町内団体 ・ 町外団体) 町内団体・・・団体構成員の過半数又は10人以上が二宮町民 町外団体・・・上記に該当しない団体																																																																																																																																																																																		
登録施設	・体育館 ・運動場																																																																																																																																																																																		
年齢層	・幼児 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・一般																																																																																																																																																																																		
主な種目	★硬式野球を行う場合は、使用方法を確認の上、申請手続きをして下さい。																																																																																																																																																																																		
登録完了通知	○手渡し (ラディアン・体育館・運動場) ○郵送																																																																																																																																																																																		
					起 案	年 月 日																																																																																																																																																																													
					決 裁	年 月 日																																																																																																																																																																													
					入 力	年 月 日																																																																																																																																																																													
ユーザーID					通 知	年 月 日																																																																																																																																																																													

改正後						改正前																																																																																																																																																																																																																																																																	
団体名簿 (提出用) <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> <th>役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td>代表者</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td>歳</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 〔注意事項〕 1. 団体名簿は、上記の内容が記載されていれば、任意の様式でも可能です。 2. 団体名簿は、申請日時点における内容を記載してください。 3. 住所は、登録区分を決定するために必要となりますので、番地等まで記載してください。 住所が不明瞭な方については、町外在住者として取り扱います。 (記載例) 中郡二宮町二宮 3,000 番地の 5 号 テラスにのみや 101 号						番号	氏名	年齢	住所	電話番号	役職等	1		歳			代表者	2		歳				3		歳				4		歳				5		歳				6		歳				7		歳				8		歳				9		歳				10		歳				11		歳				12		歳				13		歳				14		歳				15		歳				16		歳				17		歳				18		歳				19		歳				20		歳				団体名簿 (提示用) <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> <th>役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td>代表者</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td>才</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ※名簿の提示は任意様式可						番号	氏名	年齢	住所	電話番号	役職等	1		才			代表者	2		才				3		才				4		才				5		才				6		才				7		才				8		才				9		才				10		才				11		才				12		才				13		才				14		才				15		才				16		才				17		才				18		才				19		才				20		才			
番号	氏名	年齢	住所	電話番号	役職等																																																																																																																																																																																																																																																																		
1		歳			代表者																																																																																																																																																																																																																																																																		
2		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
3		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
4		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
5		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
6		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
7		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
8		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
9		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
10		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
11		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
12		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
13		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
14		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
15		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
16		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
17		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
18		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
19		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
20		歳																																																																																																																																																																																																																																																																					
番号	氏名	年齢	住所	電話番号	役職等																																																																																																																																																																																																																																																																		
1		才			代表者																																																																																																																																																																																																																																																																		
2		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
3		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
4		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
5		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
6		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
7		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
8		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
9		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
10		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
11		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
12		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
13		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
14		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
15		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
16		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
17		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
18		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
19		才																																																																																																																																																																																																																																																																					
20		才																																																																																																																																																																																																																																																																					

改正後					改正前				
第2号様式（第3条関係）					第2号様式（第3条関係）				
二宮町体育施設利用団体登録承認書					二宮町体育施設利用団体登録承認書				
年 月 日					年 月 日				
二宮町体育施設利用団体登録が完了しましたので通知いたします。									
フリガナ					ふりがな				
団体名					団体名				
代表者	住所				代表者	氏 名			
	氏名					住 所			
	電話 (日中連絡が 可能な番号)					電 話			
						メールアドレス			
予約システム登録用 メールアドレス					構成人数	名	人数内訳	二宮町 名 平塚市 名 秦野市 名 伊勢原市 名 大磯町 名 中井町 名 その他 名	
団体構成 人数	人	人数内訳 (市町村)	二宮町 人 伊勢原市 人 小田原市 人	平塚市 人 大磯町 人 その他 人	秦野市 人 中井町 人				
登録区分					登録区分	町内団体 ・ 町外団体			
登録施設	☐ 体育館 ☐ 運動場				登録施設	☐ 体育館 ☐ 運動場			
主な年齢層	☐ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 高校生 ☐ 大学生 ☐ 一般				年齢層	☐ 幼児 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 高校生 ☐ 大学生 ☐ 一般			
主な種目					主な種目				
[注意事項] 1. 登録した施設、人数等を守って利用してください。登録内容に変更が生じた場合は、生涯学習課までご連絡ください。 2. 施設管理人の指示に従い利用してください。 3. 教育委員会からの連絡については、緊急時を除き、上記の登録用メールアドレスに連絡させていただきます。 4. 施設の遵守事項を守って利用してください。									

改正後					改正前				
第3号様式（第6条関係） 二宮町体育施設利用申請書					第3号様式（第6条関係） 二宮町体育施設利用申請書				
二宮町教育委員会 様					二宮町教育委員会 様				
年 月 日					年 月 日				
申請者 住所 団体名 氏名 電話					申請者 住所 団体名 氏名 電話				
次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。 付属用紙有 ☐					次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。 付属用紙有 ☐				
利用目的					利用日		年 月 日（ 曜日）		
利用人数					利用人数		人（町内 人 町外 人）		
施設名		区分		使用時間	付属設備		使用料		
テニスコート	☐ ラディアン （ダブルス・シングルス）			時～ 時			☐ テニス用具		円
	☐ 緑が丘 （A・B・C）						☐ その他		
体育館	☐ 体育室（A・B）			時～ 時			☐ バスケットボール用具		円
	☐ 多目的室			時～ 時			☐ バレーボール用具		円
	☐ 会議室			時～ 時			☐ バドミントン用具 ☐ 体操用具 ☐ 卓球用具 ☐ その他（ ）		円
運動場	☐ グラウンド			時～ 時			☐ 野球用具		円
	☐ 照明施設			時～ 時			☐ サッカー用具		円
							☐ その他（ ）		円
					☐ 全部点灯 ☐ 7割点灯 ☐ 6割点灯		円 円 円		
プール	☐ 山西プール （1コース・全コース）			時～ 時			☐ 水泳用具		円
	☐ 温水プール （1コース・全コース・ 幼児用・多目的ルーム）						☐ その他		
使用料計					円				
備考					備考				
上記二宮町体育施設の利用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。					上記二宮町体育施設の利用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。				
使用料	合計施設使用料	円	申請理由	☐ 条例施行規則第 10 条第 1 項第 号に該当するため免除を申請					
	減免額	円		☐ 条例施行規則第 10 条第 2 項第 号に該当するため減額を申請					
	減免後使用料	円							
(注) 1 ☐ の欄は該当するものにレ印を記入してください。					(注) 1 ☐ の欄は該当するものにレ印を記入して下さい。				

改正後						改正前					
(付属)						(付属)					
二宮町体育施設利用申請書 (付属用紙)						二宮町体育施設利用申請書 (付属用紙)					
申請者 団体名 氏名						申請者 団体名 氏 名					
利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料	利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
		時～ 時		円	円	日		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円	日		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円	日		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円	日		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円	日		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円	日		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円	日		時～ 時		円	円
合 計				円	円	合 計				円	円
減免後使用料					円	減 免 後 使 用 料					円

改正後					改正前																																																																																																																																										
第4号様式（第7条関係）					第4号様式（第7条関係）																																																																																																																																										
二宮町体育施設利用承認書					二宮町体育施設利用承認書																																																																																																																																										
年 月 日					年 月 日																																																																																																																																										
住所					申請者 住 所																																																																																																																																										
団体名					団体名																																																																																																																																										
氏名					氏 名																																																																																																																																										
様					電 話																																																																																																																																										
					付属用紙有 ☐																																																																																																																																										
次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。																																																																																																																																															
<table><thead><tr><th>利用目的</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th>利用日</th><th colspan="4">年 月 日（ 曜日）</th></tr><tr><th>利用人数</th><th colspan="4">人（町内 人 町外 人）</th></tr></thead><tbody><tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>使用時間</th><th>付 属 設 備</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">テニスコート</td><td>☐ ラディアン（ダブルス・シングルス）</td><td rowspan="2">時～ 時</td><td rowspan="2">☐ テニス用具 ☐ その他</td><td rowspan="2">円</td></tr><tr><td>☐ 緑が丘（A・B・C）</td></tr><tr><td rowspan="3">体育館</td><td>☐ 体育室（A・B）</td><td>時～ 時</td><td rowspan="3">☐ バスケットボール用具 ☐ バレーボール用具 ☐ バドミントン用具 ☐ 体操用具 ☐ 卓球用具 ☐ その他（ ）</td><td>円</td></tr><tr><td>☐ 多目的室</td><td>時～ 時</td><td>円</td></tr><tr><td>☐ 会議室</td><td>時～ 時</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="3">運動場</td><td>☐ グラウンド</td><td>時～ 時</td><td rowspan="3">☐ 野球用具 ☐ サッカー用具 ☐ その他（ ）</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">☐ 照明施設</td><td>時～ 時</td><td>☐ 全 部 点 灯</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>☐ 7 割 点 灯</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="3">プー</td><td>☐ 山西プール（1コース・全コース）</td><td rowspan="3">時～ 時</td><td rowspan="3">☐ 水泳用具 ☐ その他</td><td rowspan="3">円</td></tr><tr><td>☐ 温水プール（1コース・全コース・幼児用・多目的ルーム）</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td colspan="4">使用料計</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">備考</td></tr></tbody></table>					利用目的					利用日	年 月 日（ 曜日）				利用人数	人（町内 人 町外 人）				施設名	区分	使用時間	付 属 設 備	使用料	テニスコート	☐ ラディアン（ダブルス・シングルス）	時～ 時	☐ テニス用具 ☐ その他	円	☐ 緑が丘（A・B・C）	体育館	☐ 体育室（A・B）	時～ 時	☐ バスケットボール用具 ☐ バレーボール用具 ☐ バドミントン用具 ☐ 体操用具 ☐ 卓球用具 ☐ その他（ ）	円	☐ 多目的室	時～ 時	円	☐ 会議室	時～ 時	円	運動場	☐ グラウンド	時～ 時	☐ 野球用具 ☐ サッカー用具 ☐ その他（ ）	円	☐ 照明施設	時～ 時	☐ 全 部 点 灯	円			☐ 7 割 点 灯	円	プー	☐ 山西プール（1コース・全コース）	時～ 時	☐ 水泳用具 ☐ その他	円	☐ 温水プール（1コース・全コース・幼児用・多目的ルーム）		使用料計				円	備考					<table><thead><tr><th>利用目的</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th>利用日</th><th colspan="4">年 月 日（ 曜日）</th></tr><tr><th>利用人数</th><th colspan="4">人（町内 人 町外 人）</th></tr></thead><tbody><tr><th>施設名</th><th>区分</th><th>使用時間</th><th>付 属 設 備</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">テニスコート</td><td>☐ ラディアン（ダブルス・シングルス）</td><td rowspan="2">時～ 時</td><td rowspan="2">☐ テニス用具 ☐ その他</td><td rowspan="2">円</td></tr><tr><td>☐ 緑が丘（A・B・C）</td></tr><tr><td rowspan="3">体育館</td><td>☐ 体育室（A・B）</td><td>時～ 時</td><td rowspan="3">☐ バスケットボール用具 ☐ バレーボール用具 ☐ バドミントン用具 ☐ 体操用具 ☐ 卓球用具 ☐ その他（ ）</td><td>円</td></tr><tr><td>☐ 多目的室</td><td>時～ 時</td><td>円</td></tr><tr><td>☐ 会議室</td><td>時～ 時</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="3">運動場</td><td>☐ グラウンド</td><td>時～ 時</td><td rowspan="3">☐ 野球用具 ☐ サッカー用具 ☐ その他（ ）</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">☐ 照明施設</td><td>時～ 時</td><td>☐ 全 部 点 灯</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>☐ 7 割 点 灯</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="3">プー</td><td>☐ 山西プール（1コース・全コース）</td><td rowspan="3">時～ 時</td><td rowspan="3">☐ 水泳用具 ☐ その他</td><td rowspan="3">円</td></tr><tr><td>☐ 温水プール（1コース・全コース・幼児用・多目的ルーム）</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td colspan="4">使 用 料 計</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">備考</td></tr></tbody></table>					利用目的					利用日	年 月 日（ 曜日）				利用人数	人（町内 人 町外 人）				施設名	区分	使用時間	付 属 設 備	使用料	テニスコート	☐ ラディアン（ダブルス・シングルス）	時～ 時	☐ テニス用具 ☐ その他	円	☐ 緑が丘（A・B・C）	体育館	☐ 体育室（A・B）	時～ 時	☐ バスケットボール用具 ☐ バレーボール用具 ☐ バドミントン用具 ☐ 体操用具 ☐ 卓球用具 ☐ その他（ ）	円	☐ 多目的室	時～ 時	円	☐ 会議室	時～ 時	円	運動場	☐ グラウンド	時～ 時	☐ 野球用具 ☐ サッカー用具 ☐ その他（ ）	円	☐ 照明施設	時～ 時	☐ 全 部 点 灯	円			☐ 7 割 点 灯	円	プー	☐ 山西プール（1コース・全コース）	時～ 時	☐ 水泳用具 ☐ その他	円	☐ 温水プール（1コース・全コース・幼児用・多目的ルーム）		使 用 料 計				円	備考				
利用目的																																																																																																																																															
利用日	年 月 日（ 曜日）																																																																																																																																														
利用人数	人（町内 人 町外 人）																																																																																																																																														
施設名	区分	使用時間	付 属 設 備	使用料																																																																																																																																											
テニスコート	☐ ラディアン（ダブルス・シングルス）	時～ 時	☐ テニス用具 ☐ その他	円																																																																																																																																											
	☐ 緑が丘（A・B・C）																																																																																																																																														
体育館	☐ 体育室（A・B）	時～ 時	☐ バスケットボール用具 ☐ バレーボール用具 ☐ バドミントン用具 ☐ 体操用具 ☐ 卓球用具 ☐ その他（ ）	円																																																																																																																																											
	☐ 多目的室	時～ 時		円																																																																																																																																											
	☐ 会議室	時～ 時		円																																																																																																																																											
運動場	☐ グラウンド	時～ 時	☐ 野球用具 ☐ サッカー用具 ☐ その他（ ）	円																																																																																																																																											
	☐ 照明施設	時～ 時		☐ 全 部 点 灯	円																																																																																																																																										
					☐ 7 割 点 灯	円																																																																																																																																									
プー	☐ 山西プール（1コース・全コース）	時～ 時	☐ 水泳用具 ☐ その他	円																																																																																																																																											
	☐ 温水プール（1コース・全コース・幼児用・多目的ルーム）																																																																																																																																														
使用料計				円																																																																																																																																											
備考																																																																																																																																															
利用目的																																																																																																																																															
利用日	年 月 日（ 曜日）																																																																																																																																														
利用人数	人（町内 人 町外 人）																																																																																																																																														
施設名	区分	使用時間	付 属 設 備	使用料																																																																																																																																											
テニスコート	☐ ラディアン（ダブルス・シングルス）	時～ 時	☐ テニス用具 ☐ その他	円																																																																																																																																											
	☐ 緑が丘（A・B・C）																																																																																																																																														
体育館	☐ 体育室（A・B）	時～ 時	☐ バスケットボール用具 ☐ バレーボール用具 ☐ バドミントン用具 ☐ 体操用具 ☐ 卓球用具 ☐ その他（ ）	円																																																																																																																																											
	☐ 多目的室	時～ 時		円																																																																																																																																											
	☐ 会議室	時～ 時		円																																																																																																																																											
運動場	☐ グラウンド	時～ 時	☐ 野球用具 ☐ サッカー用具 ☐ その他（ ）	円																																																																																																																																											
	☐ 照明施設	時～ 時		☐ 全 部 点 灯	円																																																																																																																																										
					☐ 7 割 点 灯	円																																																																																																																																									
プー	☐ 山西プール（1コース・全コース）	時～ 時	☐ 水泳用具 ☐ その他	円																																																																																																																																											
	☐ 温水プール（1コース・全コース・幼児用・多目的ルーム）																																																																																																																																														
使 用 料 計				円																																																																																																																																											
備考																																																																																																																																															
<table><thead><tr><th>使用料</th><th>合計施設使用料</th><th>円</th><th>以上のとおり二宮町体育施設の利用を承認いたします。</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>減免額</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>減免後使用料</td><td>円</td><td>二宮町教育委員会教育長 印</td></tr></tbody></table>					使用料	合計施設使用料	円	以上のとおり二宮町体育施設の利用を承認いたします。		減免額	円			減免後使用料	円	二宮町教育委員会教育長 印	<table><thead><tr><th>使用料</th><th>合計施設使用料</th><th>円</th><th>以上のとおり二宮町体育施設の利用を承認いたします。</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>減 免 額</td><td>円</td><td>二宮町教育委員会教育長 印</td></tr><tr><td></td><td>減免後使用料</td><td>円</td><td></td></tr></tbody></table>					使用料	合計施設使用料	円	以上のとおり二宮町体育施設の利用を承認いたします。		減 免 額	円	二宮町教育委員会教育長 印		減免後使用料	円																																																																																																															
使用料	合計施設使用料	円	以上のとおり二宮町体育施設の利用を承認いたします。																																																																																																																																												
	減免額	円																																																																																																																																													
	減免後使用料	円	二宮町教育委員会教育長 印																																																																																																																																												
使用料	合計施設使用料	円	以上のとおり二宮町体育施設の利用を承認いたします。																																																																																																																																												
	減 免 額	円	二宮町教育委員会教育長 印																																																																																																																																												
	減免後使用料	円																																																																																																																																													

改正後						改正前					
(付属)											
二宮町体育施設利用承認書 (付属用紙)											
団体名 氏名											
利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料						
		時～ 時		円	円						
		時～ 時		円	円						
		時～ 時		円	円						
		時～ 時		円	円						
		時～ 時		円	円						
		時～ 時		円	円						
		時～ 時		円	円						
合 計				円	円						
減免後使用料					円						

改正後	改正前										
第7号様式（第12条関係） 二宮町体育施設使用料還付申請書 年 月 日 二宮町教育委員会 様 申請者 住 所 氏 名 電 話 次のとおり二宮町体育施設使用料の還付を申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">利 用 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 用 時 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 用 施 設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>還 付 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>還 付 申 請 額</td> <td></td> </tr> </table>	利 用 日		利 用 時 間		利 用 施 設		還 付 理 由		還 付 申 請 額		第7号様式（第7条関係） 表 二宮町立体育館トレーニングルーム 年間パスポート No. 写 真 迄 様 印 二宮町教育委員会 裏 ◆ご利用上の注意◆ ◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間 同面に記載のご本人様1名が利用できます。 ◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示 ください。 ◆ 本券の払い戻しはいたしません。 発行
利 用 日											
利 用 時 間											
利 用 施 設											
還 付 理 由											
還 付 申 請 額											

改正後	改正前								
	第9号様式 (第12条関係) 二宮町体育施設使用料還付申請書 年 月 日 二宮町教育委員会 様 申請者 住 所 氏 名 電 話 次のとおり二宮町体育施設使用料の還付を申請します。 <table><tbody><tr><td>有 効 期 間</td><td>年 月 日 ～ 年 月 日</td></tr><tr><td>利 用 施 設</td><td></td></tr><tr><td>還 付 理 由</td><td></td></tr><tr><td>還 付 申 請 額</td><td></td></tr></tbody></table>	有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	利 用 施 設		還 付 理 由		還 付 申 請 額	
有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日								
利 用 施 設									
還 付 理 由									
還 付 申 請 額									

議案第 34 号

二宮町学校運営協議会委員の委嘱について

令和 5 年 3 月 22 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町学校運営協議会委員について、令和 6 年 3 月 31 日までの委嘱を提案する。

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮小学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	飯塚 富美	令和5年4月1日	令和6年3月31日	
2	大矢 孝道			
3	掬川 せつ子			
4	片岡 宇一郎			
5	成岡 政男			
6	木川 和雄			
7	伊達 良雄			
8	山内 みどり			
9	池田 直幸			新任
10	水口 圭三			新任
11	選定中			新任

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（一色小学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	山本 正博	令和5年4月1日	令和6年3月31日	
2	足立 眞理子			
3	渡邊 恒文			
4	橋本 由恵			
5	八幡 千恵			
6	守屋 保子			
7	関口 正美			
8	小野寺 裕美			
9	鈴木 若葉			新任
10	選定中（地区長）			新任

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（山西小学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	蓮實 茂夫	令和5年4月1日	令和6年3月31日	
2	小林 貴利			
3	柴田 カヨ			
4	三宅 栄子			
5	山下 浩之			
6	小宮 政雄			
7	宮戸 健			
8	國分 康太			
9	大島 勇一			
10	井上登志子			新任

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮中学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	加山 裕子	令和5年4月1日	令和6年3月31日	
2	石井 文			
3	稲子 紀之			
4	関口 金由紀			
5	小田 真理			
6	三好 祐太			新任
7	選定中（地区長）			新任
8	選定中（地区長）			新任

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮西中学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	秋山 俊洋	令和5年4月1日	令和6年3月31日	
2	釧持 実枝子			
3	三田 哲也			
4	齋藤 仁			
5	脇 一男			
6	泉 直英			
7	佐藤 進			
8	稲葉 道隆			
9	志賀 正也			
10	八幡 千恵			新任

議案第 35 号

二宮町文化財保護委員の委嘱について

令和 5 年 3 月 22 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町文化財保護委員について、令和 6 年 3 月 31 日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 文化財保護委員

	氏 名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	井上 太郎	令和5年4月1日	令和6年3月31日	新任
2	細井 守	令和5年4月1日	令和6年3月31日	新任

議案第 36 号

二宮町地域学校協働活動推進員の委嘱について

令和 5 年 3 月 22 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町地域学校協働活動推進員について、令和 6 年 3 月 31 日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 地域学校協働活動推進員

	氏 名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	山内 みどり	令和5年4月1日	令和6年3月31日	二宮小学校
2	橋本 由恵	令和5年4月1日	令和6年3月31日	一色小学校
3	井上 登志子	令和5年4月1日	令和6年3月31日	山西小学校・新任
4	石井 文	令和5年4月1日	令和6年3月31日	二宮中学校
5	泉 直英	令和5年4月1日	令和6年3月31日	二宮西中学校

資料 No.1

令和5年度教育長職務代理者の指名について

岡野 敏彦 委員を指名する。

任期：令和5年4月1日から令和6年3月31日

資料 No.2

各種委員会委員等について(案)

(令和5年3月22日教育委員会議資料)

(敬称略)

委員会の名称	委員名
都市計画審議会（令和6年1月31日まで）	野谷 悦
学校給食センター運営委員会	藤原 直彦
二宮育英会 理事 （二宮育英会規約により教育長職務代理あて職）	岡野 敏彦
二宮育英会 監事	杉本 かおり

二宮町立中学校制服のあり方検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町立中学校制服のあり方検討会の設置、所掌事項、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 二宮町立中学校の制服に係る今後のあり方（以下「制服のあり方」という。）を検討するため、二宮町立中学校制服のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 検討会は、制服のあり方に関して検討するものとする。

(組織)

第4条 検討会は、会員20人以内で組織する。

2 会員は、教育長及び次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する者とする。

- (1) 小中学校の管理職代表
- (2) 教員の代表
- (3) 保護者の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 会員の任期は、依頼した日から制服のあり方の検討が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第6条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関して必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症流行下において、二宮町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）が感染症の影響を最小限に止めつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、学校の感染者及び濃厚接触者の発生に伴う対応やその後の教育活動継続等に要する取組及び学校における効果的な換気対策に係る取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動体制の整備を支援する経費について、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、校長とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業実施要領（令和5年1月31日付総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定。以下「実施要領」という。）に規定する補助対象経費の範囲とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、実施要領に規定する1校当たりの補助上限額に2を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする校長（以下「交付申請者」という。）は、二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第6条 町長は、前条により交付申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められるときは、二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、概算払いによるものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付申請者は、二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付請求書（第3号様式）により町長に請求しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金実績報告書（第4号様式）に、町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第10条 規則第13条第2項の規定による補助金の額の確定通知は、二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金額確定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、交付申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金返還請求書（第6号様式）により、期限を定めて返還を求めるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

二宮町長 様

申請者
学校長

二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付申請書

二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 _____ 円

内訳（ア）学校における感染者等発生対応支援・学習保障支援
円

（イ）学校における換気対策整備支援 円

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

二宮町長

二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付で申請いただきました補助金について、下記のとおり交付が決定しましたので、二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

補助金交付額 金 円

内訳（ア）学校における感染者等発生対応支援・学習保障支援 円

（イ）学校における換気対策整備支援 円

第3号様式（第8条関係）

二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付請求書

年 月 日

二宮町長 様

申請者
学校長

年 月 日付け二第 号をもって交付決定のあった二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金について、二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

補助金請求額 _____ 円

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

二宮町長 様

申請者
学校長

二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金実績報告書

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了しましたので、二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付額 金 _____ 円

内訳（ア）学校における感染者等発生対応支援・学習保障支援 _____ 円

（イ）学校における換気対策整備支援 _____ 円

補助金実績額 金 _____ 円

内訳（ア）学校における感染者等発生対応支援・学習保障支援 _____ 円

（イ）学校における換気対策整備支援 _____ 円

添付書類

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

様

二宮町長

二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付で交付決定した補助金について、下記のとおり額が確定しましたので、二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

内訳（ア）学校における感染者等発生対応支援・学習保障支援 円

（イ）学校における換気対策整備支援 円

第 6 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

様

二宮町長

二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金返還請求書

年 月 日付けで補助金の額の確定の結果、既に交付済の補助金額を上回る額について、二宮町立小中学校感染症流行下における学校教育活動体制整備事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記金額の返還を請求します。

記

交付決定額 金 _____ 円

交付確定額 金 _____ 円

交付済額 金 _____ 円

返還請求額 金 _____ 円

※返還期限 年 月 日

二宮町体育施設のキャンセル手続等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（昭和 60 年教育委員会規則第3号）第 16 条に基づき、二宮町体育施設（以下「施設」という。）の予約の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設)

第2条 対象となる施設は、二宮町民運動場とする。

(利用予約の取消)

第3条 施設の利用予約の取消しをしようとするものは、次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 利用日の 15 日前までは、二宮町公共施設予約システムにより行うものとする。
- (2) 利用日の 14 日前からは、施設の窓口又は電話により行うとともに、利用日の前後 14 日以内に利用取消理由書（第 1 号様式。以下「理由書」という。）を施設の窓口に提出するものとする。ただし、利用日の 14 日後が休場日の場合は、当該休場日の直前の開場日までに提出するものとする。

(受付時間)

第4条 前条第2号の規定による利用予約の取消しの受付時間は、開場日の午前9時から午後5時までとする。

(キャンセルポイントの付与)

第5条 施設の利用予約を取消したものは、取消した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるキャンセルポイントが付与されるものとする。

- (1) 利用日の 14 日前から 5 日前まで 1 点
 - (2) 利用日前 4 日以内 2 点
 - (3) 期間内に理由書が未提出 2 点
- 2 無断で利用しなかったものは、キャンセルポイントが 2 点付与されるものとする。
- 3 施設使用料を納付した場合であっても、当日利用しない場合はキャンセルポイントが付与されるものとする。ただし、連続する予約枠を 2 枠以上予約している場合で、当日 1 枠以上を利用し、残りの枠を取消したときにあっては、キャンセルポイントは付与されないものとする。
- 4 前項ただし書きの規定により、キャンセルポイントが付与されない場合であっても、使用料の還付は行わないものとする。
- 5 前各号の規定にかかわらず、次の各号に定める利用者の責任によらない取消し等の場

合は、キャンセルポイントは付与されないものとする。

- (1) 天候不良又はグラウンドコンディションが不良のとき。
- (2) 工事、修繕、臨時休場等による施設都合
- (3) 町事業
- (4) その他教育委員会が特別に認めるとき。

6 キャンセルポイントは、毎年9月末日で精算されるものとする。

(予約申込の制限)

第6条 キャンセルポイントが2点累積したものは、新規の予約申込を制限される。

- 2 予約申込の制限の解除は、2点累積した日の属する月から起算して6か月経過した日以降の最初の平日（年末年始を除く。）の午後1時に行うものとする。
- 3 予約申込の制限後、キャンセルポイントは精算されるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

提出日 年 月 日

利用取消理由書

施設		
利用予定日	年 月 日 : ~ :	
利用団体名		
団体代表者 (代表者の自署)	氏名	
	番号	
	メール	
取消の理由 (なるべく詳細にご記入ください。)		

※本理由書は、施設の窓口に直接持参して提出してください。

※団体の代表者の氏名欄は自署してください。

※提出期限は、利用予定日の前後 14 日以内です。

二宮町立小学校及び中学校等防犯カメラ運用要綱

二宮町立小学校及び中学校等防犯カメラ運用要綱の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(画像データの提供の制限等)

第7条 管理責任者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報を含む画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報の利用、提供その他の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、適正に行わなければならない。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

二宮町立小学校及び中学校等防犯カメラ運用要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<u>(画像データの提供の制限等)</u> 第7条 管理責任者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報を含む画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報の利用、提供その他の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、適正に行わなければならない。 第10条 （略）	<u>(画像データの提供の制限)</u> 第7条 管理責任者等は、画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報を、他に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 <u>(1) 法令等に定めがあるとき。</u> <u>(2) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。</u> <u>(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。ただし、捜査機関が画像データの提出を求めるときは、法令等の手続によるものとする。</u> 2 前項の規定により画像データを提供する場合、画像データの取り扱い及び廃棄について、適切な措置を講じなければならない。 <u>(個人情報保護条例の遵守)</u> 第10条 画像データから特定の個人が識別され又は識別され得る場合には、二宮町個人情報保護条例（平成10年二宮町条例第2号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。 第11条 （略）

二宮町生涯学習センター防犯カメラ運用要綱の一部を改正する要綱

二宮町生涯学習センター防犯カメラ運用要綱の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（画像データの提供の制限等）

第7条 管理責任者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報を含む画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報の利用、提供その他の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、適正に行わなければならない。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

二宮町生涯学習センター防犯カメラ運用要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<u>(画像データの提供の制限)</u> 第7条 管理責任者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報を含む画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報の利用、提供その他の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、適正に行わなければならない。 第10条 （略）	<u>(画像データの提供の制限)</u> 第7条 管理責任者等は、画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報を、他に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 （1） 法令等に定めがあるとき。 （2） 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。 （3） 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。ただし、捜査機関が画像データの提出を求めるときは、法令等の手続によるものとする。 2 前項の規定により画像データを提供する場合、画像データの取り扱い及び廃棄について、適切な措置を講じなければならない。 <u>(個人情報保護条例の順守)</u> 第10条 画像データから特定の個人が識別され又は識別され得る場合には、二宮町個人情報保護条例（平成10年二宮町条例第2号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。 第11条 （略）

二宮町ふたみ記念館防犯カメラ運用要綱の一部を改正する要綱

二宮町ふたみ記念館防犯カメラ運用要綱の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（画像データの提供の制限等）

第7条 管理責任者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報を含む画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報の利用、提供その他の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、適正に行わなければならない。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

二宮町ふたみ記念館防犯カメラ運用要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<u>(画像データの提供の制限)</u> 第7条 管理責任者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報を含む画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報の利用、提供その他の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、適正に行わなければならない。 第10条 （略）	<u>(画像データの提供の制限)</u> 第7条 管理責任者等は、画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報を、他に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 （1） 法令等に定めがあるとき。 （2） 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。 （3） 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。ただし、捜査機関が画像データの提出を求めるときは、法令等の手続によるものとする。 2 前項の規定により画像データを提供する場合、画像データの取り扱い及び廃棄について、適切な措置を講じなければならない。 <u>(個人情報保護条例の順守)</u> 第10条 画像データから特定の個人が識別され又は識別され得る場合には、二宮町個人情報保護条例（平成10年二宮町条例第2号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。 第11条 （略）

二宮町民温水プール防犯カメラ運用要綱の一部を改正する要綱

二宮町民温水プール防犯カメラ運用要綱の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（画像データの提供の制限等）

第7条 管理責任者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報を含む画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報の利用、提供その他の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、適正に行わなければならない。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

二宮町民温水プール防犯カメラ運用要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

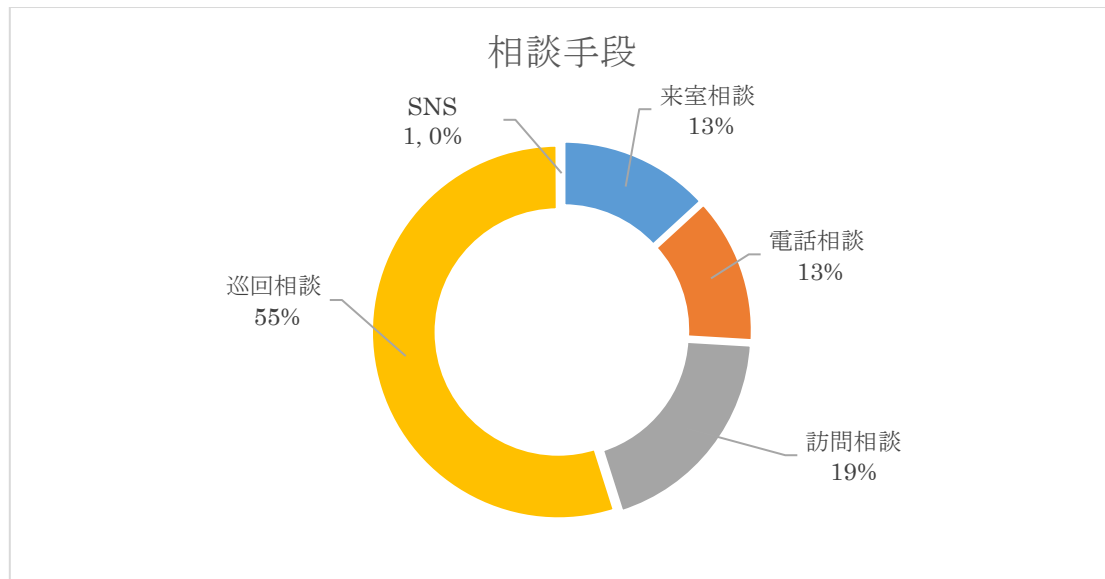
改正後	改正前
<u>(画像データの提供の制限)</u> <u>第7条 管理責任者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報を含む画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報の利用、提供その他の取扱いについては、個人情報保護法に基づき、適正に行わなければならない。</u> <u>第10条 （略）</u>	<u>(画像データの提供の制限)</u> <u>第7条 管理責任者等は、画像データを複製し、又は印刷したものその他画像データに係る一切の情報を、他に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</u> <u>（1） 法令等に定めがあるとき。</u> <u>（2） 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。</u> <u>（3） 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。ただし、捜査機関が画像データの提出を求めるときは、法令等の手続によるものとする。</u> <u>2 前項の規定により画像データを提供する場合、画像データの取り扱い及び廃棄について、適切な措置を講じなければならない。</u> <u>(個人情報保護条例の順守)</u> <u>第10条 画像データから特定の個人が識別され又は識別され得る場合には、二宮町個人情報保護条例（平成10年二宮町条例第2号）に基づき、適正に取り扱わなければならない。</u> <u>第11条 （略）</u>

教育相談および教育支援室の状況（令和４年度実績）

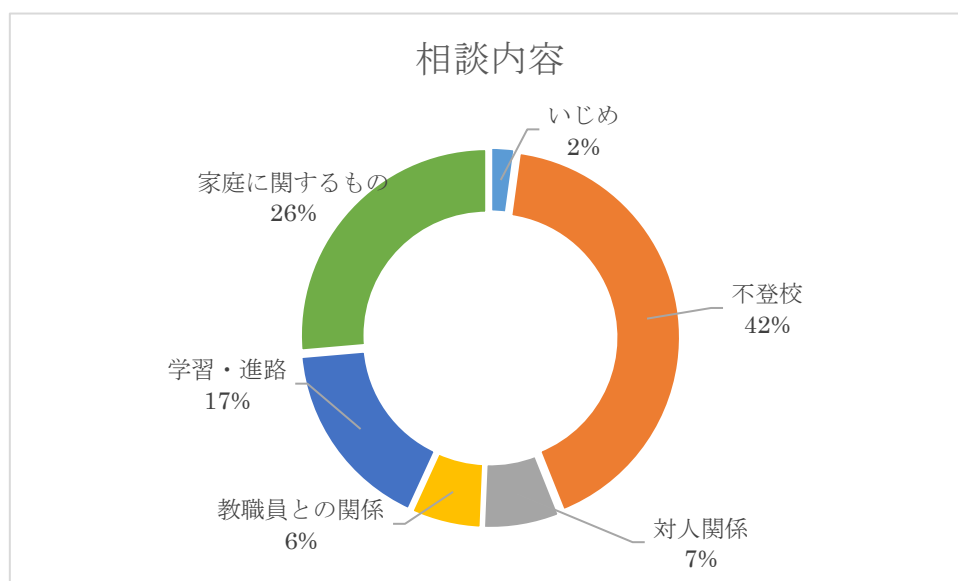
令和５年２月２８日現在

教育相談

（１）活動別の状況（令和４年４月～令和５年２月２８日）



（２）相談内容（令和４年４月～令和５年２月２８日）



【相談手段と内容の件数】令和５年２月末現在

	来室相談	電話相談	訪問相談	巡回相談	SNS	合計	前年度との差
いじめ	4	3	3	20	0	30	-29
不登校	109	120	108	242	1	580	-6
対人関係	9	10	6	68	0	93	4
教職員との関係	15	5	12	54	0	86	-17
学業・進路	29	10	66	128	0	233	13
家庭に関する	17	29	71	249	0	366	-44
相談総件数	230	283	311	643	0	1388	-79

*依然として不登校に関する相談件数は多い。

*令和４年度は、家庭に関する相談が顕著に増加した。今後も援助職と連携して進めていきたい。

【不登校児童生徒数】令和５年１月末現在

	15日～29日欠席	30日以上欠席
二宮小学校	2(2)	5(2)
一色小学校	0(1)	6(5)
山西小学校	0(0)	8(7)
小学校合計	2(3)	19(14)

*()内の数字は前年度

	15日～29日欠席	30日以上欠席
二宮中学校	3(0)	17(11)
二宮西中学校	1(2)	19(16)
中学校合計	4(2)	36(27)

*()内の数字は前年度

教育支援室

(1) 令和4年度通室状況（令和5年3月15日現在）

	本通室		体験通室		見学		合計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
小学生	1	0	1	2	0	0	4
中学生	1	1	1	2	0	0	5
合計	2	1	2	4	0	0	9

(2) 令和4年度の取り組み

月	教育支援室の主な活動	学校との連携	保護者との連携
4	○野菜栽培(土づくり) ○ALT による外国語・英語	○各種健康診断参加指導	
5	○校外学習（図書館） ○野菜栽培（トマト）	○修学旅行参加指導	
6	○足柄ふれあいの村デイキャンプ ○植物栽培（ひまわり） ○野菜栽培（ナス・オクラ）	○期末テストへの参加指導 ○体育祭、運動会参加指導	
7	○大磯町教育支援室と交流会 ○野菜収穫 ○お楽しみ会	○やまびこ連絡会 ○終業式への参加指導 ○進路指導（～3月）	○保護者個別面談
8	○2学期の準備通室（夏季休業中5日間）		
9	○校外学習（星槎学園） ○植物栽培（パンジー）	○始業式への参加指導 ○中間テストへの参加指導	
10	○校外学習（星槎学園） ○足柄ふれあいの村デイキャンプ ○ハロウィンパーティー	○文化祭への参加指導	
11	○植物栽培（菜の花・チューリップ） ○ALT による外国語・英語	○期末テストへの参加指導 ○運動会参加指導	
12	○校外学習（星槎学園） ○お楽しみ会	○やまびこ連絡会 ○終業式への参加指導	○保護者個別面談
1	○校外学習（星槎学園） ○書初め	○始業式への参加指導 ○学年末テストへの参加指導 ○卒業アルバム文集の指導	
2	○校外学習(大磯プリンスホテルボウリング) ○調理実習 ○ALT による外国語・英語 ○節分	○学年末テストへの参加指導	
3	○校外学習（買い物・吾妻山・町立体育館） ○お楽しみ会	○やまびこ連絡会 ○卒業式・修了式への参加指導	○保護者個別面談

1. 通室生への支援の充実

○体験活動の充実・フリースクール等との連携

一人ひとりに身につけさせたい力が異なるため、様々な体験活動を取り入れるよう努めた。今年度から始めた星槎学園との交流は、活動内容の充実だけでなく、多くの人との出会いを経験する貴重な機会となった。

○個々のペースに合わせた支援

定期的に通室生と面談を行っている心理教育相談員と、こまめに支援方法を検討し、一人ひとりの段階に合った支援を行った。また、月に1回のスタッフ会議で支援方法の検討を行い、きめ細かい支援につなげることができた。

○ICTの活用

- ・オンライン授業
- ・学校への課題提出
- ・学習支援ソフトの利用
- ・生徒や保護者との連絡手段
- ・通室生の健康状態把握（日誌）

2. 保護者理解と支援

○学期ごとの面談

年に3回、専任と保護者の個別面談を行った。保護者の不安や悩みに耳を傾け、寄り添いながら子どもへの支援方法を一緒に考えた。

○援助職との連携

専任との面談だけでなく、心理教育相談員による定期的な面談や、必要時にスクールソーシャルワーカーとの面談を実施。保護者の思いや悩みを複数で受けとめることができ、保護者の心の安定だけでなく、保護者が必要とする支援を受けられるための機関の紹介などの確な保護者支援を行うことができた。

○信頼関係の構築

日頃子どもたちが教育支援室でどのように過ごしているかを電話や送迎時にお伝えした。こうした小さなつながりがきっかけとなり、保護者から悩みや不安などの相談が増え、信頼関係を築くことができた。

3. 不登校への早期対応

○長期欠席者の把握

毎月、各学校から送られてくる長期欠席者の報告書に目を通し、気になる児童・生徒については、コーディネーターの先生等と電話や訪問で情報共有し、今後の方針を検討した。

○心理教育相談員・スクールソーシャルワーカーの各学校への巡回

定期的に援助職が各学校へ巡回に行くことで、不登校児童・生徒の情報共有だけでなく、学校に登校はできるが教室に入れない児童・生徒の把握を早期に行うことができた。また、学校と支援策検討を行い、早期対応を実施した。

令和5年度 教育委員会議定例会等開催予定日

月日・曜日	場所	午前の予定(9:30～)	給食 試食	午後の予定
4月28日 (金)	第一委員会室	教育委員会議定例会		
5月22日 (月)	2Aクラブ室	総合教育会議(10:00～)	○	教育委員会議定例会
5月26日 (金)				関東甲信越静総会 (埼玉県)
6月30日 (金)	3Bクラブ室	教育委員会議定例会	○	二宮西中学校訪問
7月21日 (金)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		
8月24日 (木)	2Aクラブ室	総合教育会議(10:00～)		教育委員会議定例会
9月29日 (金)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会	○	二宮小学校訪問
10月26日 (木)	第一委員会室	教育委員会議定例会	○	一色小学校訪問
11月6日 (月)				山西小学校訪問
11月22日 (水)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会	○	二宮中学校訪問
12月22日 (金)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		
1月26日 (金)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会	○	総合教育会議
2月9日 (金)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		
3月22日 (金)	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		

令和5年度 4月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和5年4月28日（金）9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項
- 4 報告・協議事項

※主な行事

- 3月28日（火） 9時30分 教育委員会議臨時会 町民センター2Aクラブ室
付議事項 ・教育委員会事務局職員等人事について
・各種委員の委嘱について
報告・協議 ・辞令交付式について
- 3月31日（金） 10時00分 教職員等転退職者辞令交付式 役場3階第1委員会室
- 4月 3日（月） 10時30分 教職員等辞令交付式 町民センター2Aクラブ室
- 4月 6日（木） 小中学校入学式
- 4月28日（金） 9時30分 教育委員会議 役場3階第1委員会室
- 5月22日（月） 10時00分 総合教育会議 町民センター2Aクラブ室
13時00分 教育委員会議 町民センター2Aクラブ室
- 5月26日（金） 令和5年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（埼玉）
12時～（正式な通知は3月下旬）